

TRIO

三重の文化・社会・自然

三重大学大学院人文社会科学研究科 地域交流誌 [トリオ]

Vol.18
ISSN 1345-5079

座談
特集1
若者の政治参画
投票行動から法教育まで
三重県の研究
特集2
志摩市

TRIO
Vol.18

CULTURE, SOCIETY and NATURE in MIE
published by Graduate School of Humanities, Law and Economics, MIE UNIVERSITY, Japan.

大学院のご案内

三重大学大学院人文社会科学研究科は、地域文化論専攻と社会科学専攻の2専攻で構成されています。本研究科は、人文社会科学の諸分野における高度の専門知識に基づき、狭い専門領域にとらわれず、学際的・総合的な教育研究を行うことにより、複雑化・多様化する現代社会に柔軟に対応でき、創造的な知性と国際的な視野をもった研究者及び専門的職業人を育成することを目指します。

社会人の受け入れを進めています

有職者は標準在学コース(標準修業年限2年間)のほか、短期在学コース(標準修業年限1年間)を選ぶことができます。夜間にも昼間と同じ科目を開講しており、勤務後に学ぶことができます。

長期履修学生制度があります

職業等に従事する学生が個人の事情に応じて、2年分の授業料で3年間あるいは4年間履修し、学位等を取得できる制度です。

募集人員は、地域文化論専攻8名、社会科学専攻7名です

一般入試、社会人特別入試(若干名)・外国人留学生特別入試(1名)を合わせた人数です。

修士課程 地域文化論専攻

— このような人を育てます —

地域文化論専攻は、世界の各地域に固有の文化を、高度な専門性にもとづき、人文諸科学のさまざまな研究視点から探究することを教育研究の目的とし、地域文化の理解と発展に寄与しうる人材を育成します。

— このような人を求めます —

- ① 地域固有の問題とその背景に強い興味・関心のある人
- ② 専門分野の研究を通じて、さらに高度な地域理解をめざしている人
- ③ 自ら情報を発信し、社会への貢献をめざして行こうとする意欲をもつ人

入試方法・試験科目

一般入試	* 面接 * 共通問題(小論文) * 専門科目1科目
社会人入試 ・1年コース ・2年コース	* 面接 * 共通問題(小論文) * 専門科目1科目
留学生入試	* 面接 * 共通問題(小論文) * 専門科目1科目

修士課程 社会科学専攻

— このような人を育てます —

社会科学専攻は、社会の諸問題を社会科学の視点から高度な専門性と幅広い視野をもって考究することにより、地域社会に貢献することを教育研究の目的とし、地域において指導的役割を發揮しうる人材を育成します。

— このような人を求めます —

- ① 法律、政治、経済、経営に対する強い知的好奇心をもつ人
- ② 専門分野の研究を通じて、地域の課題を解決しようとする意欲のある人
- ③ 理論だけではなく、実践力も身につけたいと考えている人

入試方法・試験科目

一般入試	* 面接 * 専門科目2科目
社会人入試 ・1年コース ・2年コース	* 面接 * 小論文
留学生入試	* 面接 * 専門科目1科目 * 小論文

試験日程

2018年2月3日(土)・4日(日)

出願期間：2018年1月4日(木)～1月16日(火)

お問い合わせ先

人文学部チーム学務担当：TEL 059-231-9197
Eメールアドレス：hum-gakumu@ab.mie-u.ac.jp

三重大学人文学部ホームページで学部並びに研究科の教育・研究の紹介と入試案内をしています。

<http://www.human.mie-u.ac.jp/>

<http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/trio/>

トリオのバックナンバーをご覧ください。

巻頭言

02 「周辺」からの視点

安食和宏

若者の政治参画

特集1

03 座談

庄司正樹×伊藤明紀×西川京華×藤本真理×内野広大

13 人格的自律と主人公

内野広大

15 法教育のすすめ

庄司正樹

17 雇用をめぐる法制度の教育

藤本真理

三重の文化と社会

特集2

19 志摩市 三重県の研究

塚本明・森久綱

21 志摩市のインバウンド観光政策の現状と課題

張丹丹

23 介護予防事業による地域連携の可能性と課題

代娟

25 古代志摩国における土器製塩

石原唯

新刊自著を語る

27 忍者の歴史

山田雄司

28 戦争と広告

森正人

29 亀山学

朴恵淑

30 ソーシャルデザインで社会的孤立を防ぐ

藤本真理

三重の歴史と風景

31 三重県の社会的養護

石塚哲朗

教員エッセイ

33 実験する哲学者？

薄井尚樹

35 4年間の教育・研究とこれから

稲垣朋子

37 三重大学人文学部「公開ゼミ・公開講座」報告

深田淳太郎

38 雑感

川口敦子

巻頭言 「周辺」からの視点

安食和宏

人文学部教授

人文地理学

東北地方の山村を卒業論文のフィールドに選んで以来、日本各地の山村を訪ね歩いてきた。「秘境」や「隔絶山村」には、どうも心惹かれるものがある。そうした山奥のムラを歩きながら、人々の話を聞きながら、色々なことを考えてきた。結局のところ、地理的にも社会構造的にも我が国の「周辺」に位置する山村に注目すること、「周辺」からの視点で「中心」を捉えることが大事でないか、という認識は今も変わっていない。山村の社会経済の動向を見ると、我が国で生じている問題や色々なひずみが、実はこうしたムラに先鋭的に現れてくるのだと気づかされる。

2010年6月、島根県邑南町と広島県北広島町を訪問した。この地域は、中国地方最大のスキー場密集エリアである。実は、日本のスキー人口は1993年にピークに達した後、減少傾向が続いている。この地域でも、スキー場の閉鎖が目立ってきており、複数のスキー場が外国資本に買収されたということであった。さらに今後は、韓国からのスキーツアーを積極的に受け入れる計画である。と、地元観光協会で聞くことができた。「国際化」は、大都市だけで進んでいる話ではない。山奥のムラでも確実にそれを実感することができた。

2015年10月、福島県南会津町を訪問した。四半世紀前に私が作った伊南村（合併前の旧村）の主要企業（勤め先）リストを持参し、役場職員にチェックしてもらったところ、「失われた20年」における雇用機会縮小の激しさが

理解できた。企業の海外進出等の影響で、ムラの工場の撤退が相次ぎ、公共事業の縮減政策がムラの主要産業の一つであった建設業を直撃した。さらに、国有林野事業の大合理化・縮小政策が地元山村の林業雇用を激減させた。「中心」の論理と政策が、実は「周辺」のムラに大きく影響している現実を見ることができた。

しかし「周辺」は、「中心」にただ従属して振り回されているだけではない。高度成長期以降の人口減少を経験してきた山村地域は、今日本社会が直面している「高齢化」という点では、すでに時代を先取りしているのだ。「限界集落論」（大野晃氏）や「地方消滅論」（増田寛也氏）で割り切れない現実を見る必要がある。例えば、居住者は高齢者だけというムラでも、週末になると自家用車が増えて人々の話し声が賑やかになるという光景を、各地で見ることが出来る。つまり高齢者世帯は、近隣に居住して頻繁に実家に帰る後継者世代を含むネットワークを形成していることが多い。こうした山村の家族の「広域性」「流動性」は、今後の我が国の居住の有り様を考える上で示唆に富むものである。

「周辺」にこだわること、そこから「中心」を捉えること、そして「周辺」の現実を前向きに評価することが大事である。できるならば、それを次世代の学生諸君の教育にもつなげていきたいと考えている。

（あじき かずひろ）

若者の政治参画

投票行動から法教育まで

三重弁護士会 法教育委員会副委員長
庄司 正樹
しんじ しょう

三重弁護士会 法教育委員会委員長
伊藤 明紀
あきのり いとう

三重大学 人文学部法律経済学科3年生
西川 京華
きょうか にしかわ

三重大学 人文学部准教授
藤本 真理
まり ふじもと

三重大学 人文学部准教授
内野 広大
ひろひろの うちの



藤本 今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。司会の藤本でございます。

伊藤 弁護士の伊藤明紀と申します。三重弁護士会の法教育委員会の委員長を務めています。よろしくお願いします。

庄司 法教育委員会の副委員長の庄司と申します。三重弁護士会の法教育委員会では、法的なものの考え方を教育しているという取り組みをしています。伊藤委員長と私は、委員会の立ち上げ前から活動してきました。よろしくお願いします。

西川 人文学部法律経済学科3年生の西川京華です。よろしくお願いします。

内野 私は人文学部で憲法を担当しております内野と申します。私も法教育に関しては若干関心があり、自分なりに工夫しているつもりですが、本日はいろいろとお知恵を学生さんからも先生方からも拝借したいと思っております。

「若者は政治への関心が薄い」のはなぜか

藤本 皆様、本日はよろしくお願ひします。今回はテーマを二つ立てておりまし

て、一つは政治参加、主に投票行動を中心として政策の決定プロセスにどう若者が関わるようになるのかという点です。もう一つは、もう少し広い意味で法律への関心、法教育をどのようにしているのかという点です。最初に政治参加についてですが、ちょうど今年は18歳選挙権がメディア等でも話題になりました。投票権があってもなかなか投票には行かない若い人も多いので、まず投票率はなぜ低いのかについて、お考えをお聞かせください。

内野 先に学生さんの生の声を聞いてみましょう。

西川 私は今年の選挙は行きました。私はずっと政治に関心がある方です。周りも「行つたよ」という人ばかりです。投票に行かない人がいるのは、高校までの授業で習うことが政治や選挙の仕組みだけで、どこか遠い存在のように感じられるからではないかと思っています。

伊藤 ほかの学部のお友達とか知り合いとかは、どんな感じでしたか。

西川 人文学部の人とはよく話しますが、ほかの学部の人と選挙や政治の話をしたことはありません。

伊藤 「今日の日曜日、選挙だけどうする？」って話はないですか。

西川 選挙の結果には関心がある人は多





「高校までの授業で習うことが、政治や選挙の仕組みだけで、どこか遠い存在のように感じられるのではないかと思います。」

西川 京華

いけれども、自分が投票に行くかどうかという具体的な話になると、あまりしな

伊藤 でも自分が投票に行くかによつて、結果が変わるんですけどね。

西川 そうなんですよね。でも、そういう実感があまりないのか、「自分の一票じゃ変わらないでしょ」と言う人もいる。「二人か二人が入れたところであまり変わらないんじゃないの、もうバイトあるし行かない」というのは聞いたことがあります。

伊藤 正直な意見ですね。

庄司 日本と欧米諸国、中国、韓国など

だから賛成（反対）」というように、根拠を示して自分の意見を述べるという方法です。

主権者教育というのは、「自分の一票を使わないと損ですよ」みたいな話ではなくて、最終的に民主主義の社会の一員として適切な行動をとれるようになるために、ルールができ上がる仕組みとか、自分がどういう立場でその意見を表明するのかわかるところを体験的に学んでいくほうがよいのではないかと思います。

伊藤 そういうものの考え方が養われていると、18歳だろうが20歳だろうが、必然的に自分の判断をしなくなったり、表明したくなつて、投票率もおのずと上がってくるのではないかと思います。

内野 私もおっしゃる通りだと思います。社会のルールを決めることの根底にあるのは、自分と他者は違うことを了解しなければならぬことと、人は一人で生きていけないから、他者と自分の折り合いをどうつけるかということです。それは学校で一方的に知識を教わるだけでは多分だめで、幼い頃の遊びの中など、何か役割を与えられたり、実際に判断を迫られる場面にさらされると、身につかないと思っています。

藤本 学生の立場からはどうですか？

の若者を対象に社会問題への関心についてのアンケート結果を見たことがありますが、日本が一番関心が低いという結果でした。原因の分析は難しいところがありますが、教育で何か変わるんじゃないかなという気はします。

内野 さつき西川さんの話にも出ましたが、国会の定足数などの知識はみんな知っているんだけど、何のために習っているのか、完全に落ちていと思うんですよね。選挙権年齢や立法のプロセスなどは習っても、それが一人ひとりの有権者にとって、どういう意味があり、なぜそうなっているのかなどは中学・高校では習わないでしょう。

伊藤 一人ひとりが主権者として自覚を持つという点が、少し抜け落ちてしまっているのかもしれないですね。ものの価値判断であったり、人の意見を尊重しながら自分の決断をするといった教育が必要なのかなという気はします。どちらかというと、我々の法教育も、具体的な法律の内容を教えるのではなく、物事をいろんな角度から見ながら、人の意見を尊重しながら、自分を大切にして自分の判断をしていくような教育です。それが主権者を育てることになるのではないかと思います。我々の法教育委員会の根本の考え方です。

西川 確かドイツがスウェーデンだったと思うんですが、学校の授業で模擬的に政党を作つて模擬選挙をしたり、ときにはその政党を入れ替えて相手の立場になつてまた議論をするのを繰り返して、それで家庭でも政治の話をする、その結果、投票率が上がるというのを見たことがあります。日本でもこういうことをすれば、考え方が違う者どうし譲り合いながら生活しなきゃいけないということがわかるようになるんじゃないかなあと思います。私が受けてきた教育では、知識の詰め込みの側面が大きくて、そういうのはなかったですが。

「三重弁護士会が行う出前授業では、知識を教えるよりも、話し合いでルールをつくるなど体験的に学べるアプローチを探っています。」

庄司 正樹



藤本 そうすると、主権者教育に必要なのは、社会的な知識の習得というよりも、それぞれ異なる意見を伝え合い、歩み寄つて合意を形成する力の育成でしょうか。そういう能力はコミュニケーション能力ということもできますが、幼少期からの積み重ねがないと難しいですね。

伊藤 三重弁護士会が行う出前授業は中学校・高校が中心ですが、どの年齢からでもいいような気がします。ルールを自分たちで作るうとなると、お互い意見や価値観が対立するじゃないですか。でもルールを作るには話し合つて決めなければなりません。「じゃあどういうルールを作っていくの」というのを話し合つて発表してもらおう。だから我々の出前授業では、講義形式よりも実践、参加形式での授業が多いです。

庄司 出前授業は、知識を教えるよりも、話し合いでルールを作る経験をしてもらうことで、体験的に学べるようなアプローチを採っています。

弁護士会でも主権者教育のありかたは議論の最中です。中学校向けのモデル授業として提案されているのが、童話の「アリとキリギリス」を題材にした授業です。アリの国には、女王アリと働きアリ、働きアリを引退した老人

座談
エッセイ
三重の文化と社会
新刊自著を語る
三重の歴史と風景
教員エッセイ
大学院・学部広報

藤本 ルール作りを体験するのは法への理解や感覚を深めるのにとっても大きな意味があるんですね。一方で、日本は直接民主制をとっていないので、主な政治参加のチャンネルは選挙です。投票という自分の行動とルール作りとの間には距離がありますね。完全に意見が一致する政党や候補者がいなくて、投票の対象が決められないという面もあるのではないのでしょうか。

伊藤 ちよつと遠いかもしれませんが、よね。直接より身近ではないところが、この人に託すしかないというところがあるのかもしれないですね。

庄司 日本国憲法の今の仕組みで言うと、立憲主義というもので国家に制約を課し、国民に請願権が認められていたり、表現の自由が保障されているなど、直接的に影響力を及ぼすような仕組みはあるんですよ。そのために必要なのは、一つには、論理的な思考を持って判断する能力だと思うんです。あともう一つは、定められたルールに従って出た結論を尊重するという精神だと思います。さっき西川さんが例に挙げた模擬選挙は、非常にいいと思うんですけど、ただやるとするのなら高校生とか大学生ぐらいのイメージだと思います。

西川 私が見たのもそれくらいの年齢です。

庄司 小学校・中学校でそうした能力を育むにはどうするかですが、弁護士会の出前授業では、正解のないものを議論して最終的な結論を決める体験をしてもらっています。特に意識しているのは、全員一回は自分の意見を、その理由も付して発言することです。反対意見を聞くのも大事にしています。全員が同じ意見になった場合は、弁護士が逆の意見を出します。「本当にそうなのか」と議論を戦わせて、最終的な結論を出す過程を体験することで、論理的思考力を身につけてもらえればと思っています。

伊藤 我々がするのは議論の手助けです。だから、1回の授業に複数、各班に1人ずつぐらいの弁護士がついて議論をサポートするのが理想かなと思っています。それから、論理的思考力の育成と法令遵守の精神とを分けて扱ってしまおうと、後者の涵養は難しい。自分たちが考えて作ったルールなら、守りなさいと押し付けなくても、守らねばという意識が生まれます。選挙権にしても、自分たちが意見を表明して勝ち取ってきたという意識があれば、ぜひともその権利を行使しようとなる。

「人の話を聞くことは、自分の意見を主張することと表裏一体、そういった感性を学生が身につけられるような姿勢が教える側には必要。」

内野 広大

うなると結局、憲法があってもみんなのものにならない、だから誰も守ろうとしなくなってしまう。だからその点では、弁護士会で先生方が取り組んでいるらっしゃる法教育は、将来的に立憲主義と民主主義をバラけさせないことも可能になるのではないかと私は感じました。日本は、政治の場で議論を通じて納得してもらうことが抜け落ちてしまっているというのが、私の個人的な感想ではあります。やはり法教育というのは、その意味では非常に重要な役割を果たしていると思います。

正解がない問いと 教育・教育者の役割

伊藤 弁護士会への出前授業の依頼には、「法令遵守を教えてください」「校則を守るようにしてください」というものもあるんです。法令遵守も大切だよという話もしますが、「ルール作りのプロセスで論理的思考とか価値判断があつてこそ、ルールは守られる」ということを先生方にもわかっていただきたい。だから先生も我々もそうですけど、生徒とともに学んでいきたいというスタンスで行っています。ルールを守ることも大切ではあるのですが、「生徒が納得すれば守るでしょ」「自分が決めた校則だったら守るでしょ」という点もわかっていただければなあと思っています。

藤本 18歳選挙権が話題になった時に、現場の先生方からは、特定の価値観を教えることにならないようにするのが大変だとか、どうしても意見が対立する時に、どう指導したらいいのか戸惑うなどの声があがりましたが、生徒とつしよに先生方も悩んでいるのか、正解がない問題は大人でも悩むのを見せてもいいのかもしれないですね。

「多角的な見方を持った主権者を育てたいというのは我々の目指すところであり、それが投票率の向上も含めていろいろなことにつながるのではないかと思います。」

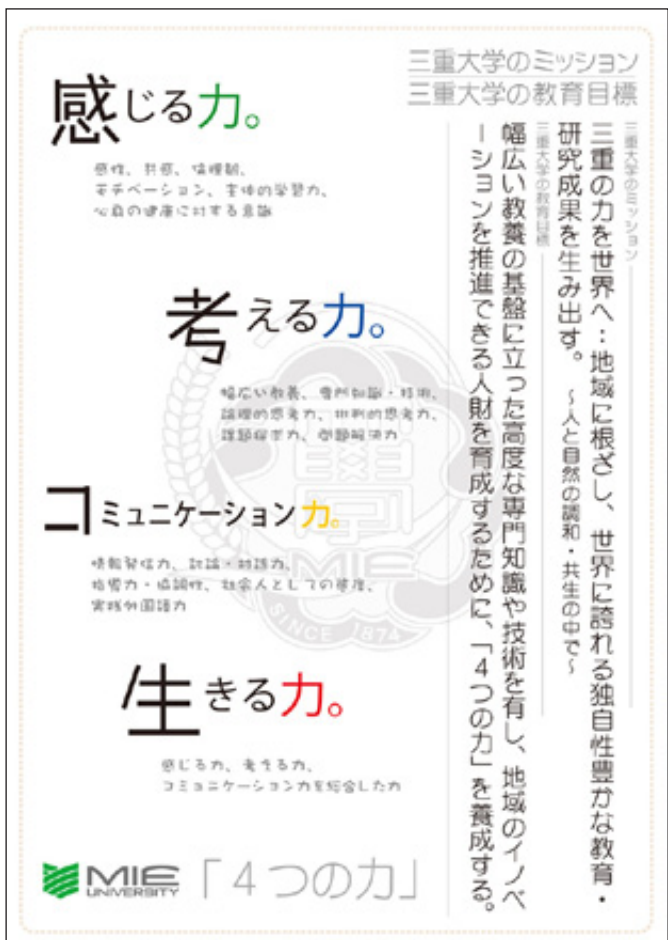
伊藤 明紀

伊藤 出前授業で模擬裁判を行うときは、我々には有罪・無罪の結論は言わないんです。「これは本当の事件だったらどうなるんですか」と聞かれることもあるんですが、正解はない。いろいろな考え方があつて、それぞれの考え方や結論を尊重していいし、結論を導くまでの過程が大事なのであつて、結論が大事なわけではないということをおわかっていただきたい。だから悩んでもらいたい、考えてもらいたいというところですよ。

庄司 主権者教育でどういうテーマを題材にするかは、政治的中立性の点で先生は悩まれると確かに思いますね。やはり教育が教義になつてはいけないし、そこは確かなことだと思うんです。弁護士会の出前授業では、政治色がないテーマにしています。それから、教育する側が意見を言うってはいけないのではなくて、ある意見が優勢だったら違う立場から意見を言うなど、活発な議論を促すための意見をどんどん言っていきたいと思うんです。だからあんまり萎縮する必要はないと思うんですよ。

内野 萎縮しているのは学生も同じかもしれないですね。人と違う考えはダメだとか、何か余計な不安とか懸念が非常に強いように感じます。多分、社会全体で、一つ答えを設定してそれを機械的に執行





しなければならぬという意識が強くて、学校は特にそれが強く表れるのだと思います。「君の意見はとても大切なんだよ」ということがわかるよう誘導できる道はないものと常に思いますね。

伊藤 間違ったら怖いから萎縮するんですよ。どうしても自分の意見を言ってみんなに叩かれたら怖い、「すごくおかしい意見だったらどうしよう」というのが根本にあって、なかなか言えずに萎縮してしまふ。でも「突拍子もない意見でも、それは一つの意見として尊重すべきものなんだよ」とわかってもらわないと、

正解を持っている人しか話がなくなってしまう。

西川 「答えがない問題」に慣れてないんだと思います。最終的には何か一つの意見に合わせないといけないんじゃないかと考えてしまふ。それから、先生も正しくないければならないと思っている節があるように感じます。生徒にとって先生は常に正解でなければいけないし、先生自身もそう見られているのは知っているから、あまり先生個人の意見とかは言えないし、悩んでいるところも見せられない。

内野 学生にとっては、試験で点を取ら

ないといけないという制約もあると思います。司法試験にしても、ある程度、通説・判例はこれが正しい読み方だというのを固めておかないと、答案を書けないわけですから。この解釈はおかしいと思っいても、書かないといけない。教える側もジレンマはある。たとえば法科大学院志望の学生が独自の理論を展開していたら、「君が考えていることは論理的には間違っていない、おもしろいことを言っているけど、試験に通るかどうかは別」と指導するしかない。そこは二足の草鞋を履かないといけないし、そのバランスも必要なのかなと思います。

庄司 これを両輪にしていけるといいですよ。

伊藤 それこそ試験の答案は型どおりに書くけど、自分の意見を殺せというわけではない、試験に通った時点にはいろいろなところで生かしてほしい。

庄司 我々も知識教育を全く否定しているわけじゃなくて、知識教育は大事だし、必要だと思うんですけど、思考力や議論する力といったもう一つのタイヤもあつた方がいいんじゃないかなということなんです。

藤本 今の大学の授業では、「通説以外」を掘り下げるのは難しいところもありますが…。

必要なのかなと思いますね。

伊藤 そういう存在になれるのは、学校ではやはり教員の方ですよ。

内野 教員が特定の意見に偏っていると、安心感を与えられなくなってしまうので…。

伊藤 柔軟で懐が深いという感じで指導にあたっていたけるといいですね。

内野 「フェアである」という感覚も必要です。

庄司 公正というのは本当に大事な価値観で、法という仕組みそのものもその方向性でできているものだと思うんですね。法を教えるということは、公正、平等、中立といったことを教えることでもありますから。

伊藤 法教育に興味を持ってもらえる先生がいれば、是非とも協力はさせていただきたいです。マンパワーがまだまだ少ないのですが、きちつと誰か派遣していきたいと思っています。

藤本 教員の方自身に、正解のない授業の実施に慣れてもらうには、どうしたらいいでしょう。教員免許更新の講習で触れてもらうというのも考えられるかと思うのですが。

庄司 検察庁主催で、社会科教員の方を招いて刑事裁判について勉強してもらうのは毎年行われていますし、弁護士会

「三重大学では卒業するまでに、
“感じる力”“生きる力”“コミュニケーション力”
“生きる力”の4つの力を身につけてもらうため、
学生が問題解決に取り組むタイプの授業も
行っています。」

藤本 真理



西川 単位もとらないといけないので、講義形式のほうが多くなりやすいかもしれません。ところで、三重大学は、「4つの力」つてありますよね。

藤本 本学を卒業するまでに「感じる力」「考える力」「コミュニケーション力」「生きる力」の4つを身につけましょう、そういう授業を提供しましょうという方針で、ケーススタディなど学生が問題解決に取り組むタイプの授業も行っています。ただ、こういう授業形式は、教員側もかなり時間やエネルギーを割かなければならないし、人手も要るので、入学から卒業まで全期間継続して全員に提供するのには難しいですね。

庄司 その「4つの力」というのは、まさに主権者に求められているような力ではないですかね。我々が民主主義社会にとってこういう人材を育成すべきだと目指すものと、ほぼ重なっているように思います。

伊藤 そういう教育の実践に必要な人手を確保するのは大変だと思います。我々も出前授業で各グループに一人は弁護士を付けたいとなると、かなりの人数になるので大変です。でも、そこを怠ってしまふと目標はなかなか実現できない。

庄司 選挙の投票で政党を選択するにしても、どの政党の何がダメで、ここが良

でも法教育の講演を教員向けにしています。刑事手続は手続的な正当性とか手続的正義を学ぶには、わかりやすいので、そういうものを見てもらってもいいかもしれないですね。

伊藤 子どもたちも、刑事事件のほうがドラマで見たりして取っ付きやすいみたいですね。刑事事件を素材にした授業も、証拠一つとっても、見方の違いで有罪の証拠にも無罪の証拠にもなる、「考え方や見方によっては、どちらもあり得るんだよ」という話はできます。

藤本 やはり民事より刑事のほうが、入り口としてなじみやすいですか。

伊藤 わかりやすいんだと思います。手続がややこしい民事に比べると手続がきっちりしているのもあるし、有罪か無罪かというのは「この人は悪いのか悪くないのか」という話なので、グループで話しやすいというのもあると思います。

庄司 授業の方法としては、刑事模擬裁判を見てもらって、重要な証拠をいくつかピックアップして見てもらい、それから一個一個の証拠について、有罪と思う人と無罪と思う人それぞれから意見を言ってもらいます。

伊藤 例えば、コンビニ強盗事件で、被害者の自宅とコンビニの距離は500メートルくらいしかない。被害者は「強

盗がバイクで逃げていくのを見た」といい、被疑者は、犯行時刻に自分は家でテレビを見ていたとアリバイを主張する。バイクなら500メートルの往復は数分しかからないから、アリバイをでっちあげられるじゃないかという考え方もある。でも、たったの500メートルなら普通はわざわざバイクを使わないだろうという意見もあるわけです。500メートルという距離の捉え方だけでも議論になる。違う捉え方を受け止めると、自分の最初の考えに疑問を持つこともありうるんですよ。

内野 大学の教育では、どうしても法規範が中心になるので、そういう事実を多面的に見る力はなかなかうまく教えられない部分もあります。それぞれの想像力みたいなものをつけさせることが大切なんでしょうね。

伊藤 そうですね。他者の意見を聞いて自分の考え方に疑問を持ったところから、どう考えるのか。「いや、それでも有罪だ」と主張の論理性を磨き上げていくのか、「それはそうだよ」と引くのか。その議論によって、いろんなケースが出てくるのかなど。

庄司 説得する力と説得される力というか、そこら辺のバランスは大事かなと思いますけどね。

げることは必要かなと思います。

内野 なぜ学校で教えてこなかったんでしょうね。

伊藤 我々もちょっと前までは消費者教育の出前授業の依頼が多くて、卒業直前の高校3年生に、契約とは何かとか、保証人、連帯保証人、連帯債務者とはといったことを講義することが多かったんですが、なぜか最近そういう依頼は減りました。

内野 社会科の授業内容になったとも思えないですね。

伊藤 知らないまま社会に入っているのはすごく怖いことですよ。それこそいように書かされてしまったら、大変なことですから。



伊藤 ということを無意識のうちに学んでもらえるというのが模擬裁判の一つの特長です。

知識教育も

庄司 個人的な意見ですが、法規的な知識教育ももうちょっとあってもいいのかなと思います。連帯債務の意味すらも知らないまま社会に出ていいのかと思います。

伊藤 法学というと刑法のイメージが強いですが、世の中を渡っていくには民法の知識がないと困る。だから、一般教養で民法は知っておいてほしい。刑法、民法、憲法の3つくらいは教養として知っておいていい。

内野 契約という一番大切な法律行為の意味も、法学部に行かないと聞けないですよ。

伊藤 法学部に進学しなくても、社会に出たらすぐに契約が待っているんですけど、学ばずに契約するわけですよ。

庄司 もうちょっと民法分野の知識教育はあってもいいような気がしますね。

内野 契約だけでなく、離婚とか相続も極めて大切なのに、一部の人しか学ぶ機会がなくて、問題が起こった時にはマニュアル本に頼ることになってしまう。

藤本 たとえば障害者差別なら、障害者差別をなくそうという正しい命題があっても、それでは障害者差別をなくすために何をしたらいいのか、配慮はどこまですべきなのかというと、正解がなくなっていく。

西川 配慮が行き過ぎても差別になりうるし。

内野 別の人への差別にもなりうる。

庄司 女性専用車両なども、弁護士会でも議論のテーマに挙げられることが多いですね。意見も言いやすいというか、意見を持っている人が多いし、絶対的な正解がない話なので、議論しやすい。議論のテーマは、ある程度身近な問題がいいと思います。

法教育の目指すもの

伊藤 多角的な見方を身に付けさせることによって主権者を育てたいというのは我々の目指すところであり、それが実現されれば、投票率の向上も含めていろいろなことにつながるのではないかと思います。そのために我々も教員の方も努力していかなくてはならないのではないのでしょうか。大学や高校の先生ともタッグを組ませていただいて、一緒に作り上げていければいいと思っています。



伊藤 社会に出ると責任がついてまわるわけで。

庄司 責任と切り離せないのだから、知識が必要です。インターネットやスマートフォンが普及して、真面目に生きている人でも、架空請求とか社会の悪意とものすごく近くなっていると思うんですよね。そういう意味では昔以上にちよっと知識の面で補足してあげたり、助けてあ

内野 私もまだ未熟者ですが、ゼミで模擬裁判をさせたりしています。学生の変化を見ていて思うのが、ちゃんと人の話を聞くことが第一歩として大切で、人の話を聞くことは、おそらく自分の意見を主張するということと表裏一体なんだということです。今日、先生方とお話をするなかで、そういう感性を学生がきちっと開花させられるような姿勢が、教える側には必要なんだと思いました。公正という感覚を知識としてではなく、「こうしていかないと生きていけないんだ」ということを理解してもらうことの大切さも、再確認できました。

西川 学生の立場からできることって何があるのかなあと考えさせられるというか、気づいた人が周りに広がっていくのってどうしたらいいのか難しいと思います。

庄司 公正という感覚は、今後一層求められるのでは。外国人がいつぱい入ってきたりとか、今、社会がドンドン自由になってきて、多様な価値観がどんどん入ってくるとき、やっぱりフェアという価値観は絶対にどこでも共通の価値観だし、平等もそうだし、それがまさに法律で、そういう強い個人を作っていくという意味でも必要なんじゃないかなあと思っています。

人格的自律と主人公

内野 広大

人文学部准教授
憲法学

「先生は何のために生きているのですか」「成り行きです」。

研究指導中に一学生から投げかけられた問いに対し、わたくしの口から咄嗟に出てきたのはこの一言だった。この時のやりとりは今もお脳裏に焼き

付いて離れることがない。その学生が人生の意味なるものを単なるおしゃべりの題材として持ち出してきていたのならば、こういうことにはならなかったのかもしれない。しかし、その学生の問いは、自分自身の生の意味を真摯に問うものにほかならなかった。そうであればこそ、その時、自分の回答の浅薄さと自らの歩みの軽薄さ进行を思い知らされてしまったのだった。

自らのたどたどしい歩みを省みて、自己弁護をはかるならば、その学生の問いが自分の問題として意識されることがなかったかといえそうではないようにには思われるし、また、今もお心の奥底で

燦り、問われ続けている問いなのだろう。

しかし最も根本的な問いであることには間違いが**ないはずであるのに**、どこか正面切って問うことがいけないことであるかのような感覚が自らの内にあるのも事実である。

「なぜこのような感覚が自らの内に潜んでいるのだろうか」と自問したとき、「いつまでも青臭いことを言っていたのではだめだ」という諦念めいたものだけではなく、これまで受けてきた学校教育の中では正面から問うことが避けられてきたという事実の積み重ねも、こういった感覚を醸成している一要因であることに気づくに至った。冒頭の一学生の問いは、学校教育が巧妙に避けてきたものを直接に突くものであったということができるだろう。

とはいえ、学校教育がこのような問いに向き合うことを避けてきたことに

ことを意味するだろうし、一方で自己の生の作者であることをどこまでも徹底していくのなら、反社会的な人格がそこに生まれるだろうから。互いに相

容れない要素から成るように見える人格的自律性は、しかし、冒頭の学生がまさに問おうとしているものと分かちがたく結びついている。なぜなら、冒

は、理由がないではない。学校教育が、

社会における既存のモノサシを一応正しいものとして生徒・学生に教え込み、あるべき社会の規律や秩序を教え込む場であることは否定できない。学校教育は、画一的な善悪の尺度を伝達する重要な役割を果たすことを社会から期待されているのであり、結果としては生徒・学生が均質化するということになるのだろう。しかし冒頭の一学生の問いは、そういった画一的なモノサシを無効化してしまうようなところがある。画一的なモノサシが理想とする人の在り方そのものについていけず、自他の決定的な違いを自覚しつつあるからこそ、こうした問いが生まれてくるのだから。なればこそ、学校教育はこういった一学生の問いをなかったものとして扱わざるをえないということになってしまふのだろう。学校教育において知識を習得する目的が問われないことの背景には、こういった事情があ

頭の問いは、そうした矛盾に直面したときに発せられるものだからである。

もしかしたら冒頭の問いに向き合うことを避けることはできるのかもしれない。しかし回避できる道は塞がれている。教育基本法の冒頭にはすでに「日本国憲法の精神にのっとり」との文言があるからである。

それでは一体どうすればよいのか。安易に答えを出すことは憚られるが、こうした問いに向き合うのに必要な環境を整えることはできるのではないか。

ひとつには、相互に時間的なゆとりをもつことが必要になるだろう。冒頭の問いに答えようとするならば、すぐには答えを出せないことは明白だからである。答えらしきものを逡巡するプロセスがどうしても必要になるだろう。ともすれば学校教育では否定されがちな「待つということ」——自分自身できないことではあるが——が要求されることになるだろう。

そしてふたつには、「**自他が決定的に異なるのだ**」ということが肯定的に受け入れられ安心して発言できる場所が何よりも必要となるだろう。こういった安心感のある場所にあつてこそ、冒頭の問いが投げかけられ、応答

るのかもしれない。

けれども、学校教育が、とりわけ法教育がこういった問いに関わらないで済むのだと断言できるのか、という自信がない。少なくとも憲法学という学問分野を選択してしまった身としては、そうした問いに向き合わないという選択肢がはじめから否定されているところがあるのではないか、というのが率直なところである。

「各人が社会にあつて、なお**「自己の生の作者である」**ということ（傍線は筆者による）」。有力な憲法学説は、「この国のかたち constitution」の核心にあるのは、こういった人格的自律性にはかならないとしている。この命題は、通常の認識枠組からすると謎めいた命題ではある。各人が社会の中にあるということは、自己の生の作者であることを捨てて、その単なる一歯車になる

がなされるのだから。

法教育が大きな役割を果たすのは、この点であるように思われる。裁判と法は、争いの渦中にある当事者が火花を散らして対立している、その対立そのものを成り立たせるものである。そして対立を対立として成り立たせるのは、公正（fairness）という法の理念であり、その場を主宰する裁判官はそうした理念を体現するものでなければならぬ。法教育は、こうした裁判官的人格を陶冶するという一面をもち、それにより、各自が安心して発言できる場所が整えられていくことになるだろう。

環境がこのようにして整えられてくるならば、教える側も教わる側も画一的なモノサシをお互いに振り回すことを断念するいうところに突き当たり、そうしてそこに「主体性」が仄かにでも兆してくることになるのではないか。政治的主権者がその姿を現し、いわゆるアクティブ・ラーニングや法教育の目標の一つが達せられるのは、まさにその時だろう。

（うちのこうだい）



法教育のすすめ

庄司 正樹

三重弁護士会
弁護士

1 法教育とは

法教育と聞いて、どのようなことを思い浮かべるでしょうか。

憲法、民法、刑法等を学ぶことだと思いいになった方もいるかもしれません。

我々弁護士が取り組んでいる法教育というのは、そういう憲法の何条の解釈がどうだというような、知識として法律を学んでもらうことを中心に据えているものではありません。

我々が積極的に取り組んでいる法教育は、知識として法律を覚えてもらうというようなものではなく、法の持つ価値観そのものを学んでもらうということです。

私は、法の持つ価値観そのものを教えることが、これからの我が国の子ども達に求められているものと思っています。

法の持つ価値観を教えることは、弁護士でないとい実践できないというものではありません。ごく簡単にご家庭や学校で実践できるものです。

この寄稿の中で、我々が法教育が必要

と考えている理由やその実践方法などを少しお伝えしたいと思います。

2 法教育が求められている

昨今、わが国でも在住する外国人が増加傾向にあり、三重県内でも、以前と比較して、学校や社会の中で、様々な文化的背景や価値観を持った人々の間の交流や交渉が日常化してきていることを実感されているのではないのでしょうか。また、世界は大きな潮流では保護主義に向かっているともいわれていますが、インターネットの普及等により、これから大人になっていく子ども達は、世界中の人たちと向き合う機会が、確実に増えていくものと思います。

文化的背景が異なるもの同士で交流や交渉というのは摩擦が生じやすいものですが、そこで手掛かりになるものは、「人が人を大切にする心」であったり、「自分を他人も尊重する心」など、自由、平等、平和、正義、公正、責任といった、普遍的な価値に裏付けられたものではな

いでしょうか。

つまり、双子の兄弟に、母親がイチゴショートケーキを二つ買ってきた、この二つのイチゴショートケーキを、どう分けたら良いのか求められたときに、兄弟で一つずつしようという考え方（平等）は、文化とは別のところにあるのではないかと思います。

この平等であったり、自由、平和、正義、公正、責任といった価値観は、「法の精神」そのもので、このような価値観を学んでもらうことが法教育の目的になります。

3 子ども達に思考してもらおうこと

そして、我々が取り組んでいる法教育は、このような価値観を、子ども達に単に覚えてもらうというものではありません。子ども達に自分の頭で考えてもらうことに主眼を置いています。

イチゴショートケーキの話でも少し進めると、例えば、兄弟が双子ではなくて、中学生と3才だったら、二人で一つずつ分けることが平等でしょうか。兄弟

まうものなんだ」「君は被告人を異常だと言ったが、君は本当に自分が異常じゃないといえるのか」と言いました。

当時の私は、目から鱗が落ちる思いがしました。自分はこれまで、物事を自分の狭い視野、角度からしか見ていなかったのではないか。このときのこと、弁護士として、一人の人間として、どんなこと（人）でも特別視せずに、多面的多角的に捉えようとするきっかけになりました。

そして、できればこの感覚を多くの人に、特に子ども達に伝えたいと思い、積極的に法教育に取り組むようになりました。

6 三重弁護士会の取り組み

出前授業 ジュニアロースクール

三重弁護士会の法教育委員会が特に力を入れて取り組んでいるのは、出前授業とジュニアロースクールです。

出前授業は、依頼があった学校に弁護士が出向いて、ジュニアロースクールは、毎年夏休みに希望する生徒に参加してもらって、法教育の授業を行うというものです。

内容としては、刑事裁判を実演した後には有罪か無罪かを議論してもらったり、新しいゴミ出しのルールをいろいろな立場に分かれて（ゴミ置き場の前に住んで

いる人、不動産業者、町内会長、商店街の人等）議論してもらったり、6年生だけで決めたスポーツ少年団の少しおかしなルールをどこがおかしいのか、どう変えたらよいのか議論してもらったりする

等、見方の分かれる問題を議論してもらい、普遍的な価値に基づき考察し、多面的多角的に物事を見つめるきっかけをつくっています。

7 法教育のすすめ

子ども達を世界中のだれとでも共有できる価値を基に議論できる人間に育てていくことは、彼らが大人になった時、国際的な交流やビジネス等の際に必ず役立つと思います。我が国の先行きについては不安視されることもありますが、私は、法教育が将来の我が国の憂いを拭う力の一つになるのではないかと考えています。

法教育は、法律の知識を教えるものではありません。見方の分かれる問題を議論することで、法の持つ価値観について深く思考させ、多面的多角的に物事を見つめる力を与えることは、弁護士でなくとも実践できることだと思います。

お子さん、お孫さん、甥っ子、姪っ子、身近にいる子ども達と、何か見方の分かれる物事について議論して、一度法教育を実践されてみてはいかがでしょうか。

（しょうじまさき）



分に有利な候補者なのか選択する（選挙）わけですが、多面的多角的な考察をしなければ、正しい選択はできないのではないのでしょうか。このような力を養うことも、法教育の中で実践していることです。

5 法教育に携わるようになったきっかけ

私が法教育に携わろうと思ったのは、自分が司法修習生だった当時の体験にあります。

当初から弁護士志望だった私は、凶悪事件の裁判を傍聴し、どうしても被告人の行動が理解できず、実務にでて自分もしこのような事件を受任することになったら、どのような弁護をしたらよいのか悩んでしまいました。

そのときに当時の指導担当検事が、ある事件のことを話してくれました。

それは内縁の夫が内縁の妻を殺害したという事件でした。

二人は、ともにバツイチ同士ですごく仲が良く、お互いの家族からも公認で、まわりからも、おしどり夫婦とみられるような関係でした。夫は非常に腕のいい大工でした。妻もパートで働いていました。ところが、そんな夫が、不運にも事故に遭い満足に歩けなくなりました。そこから二人の運命は暗転しました。夫が働けなくなり、妻のパートの仕事だけでは生活していけなくなり、仕方なく夜に働くことになりました。夫は、自分が捨てられるのではないかとということが怖くなり、夫の嫉妬で、二人の仲はどんどん悪くなっていきました。嫉妬はエスカレートしていき、とうとう夫が妻を殺害してしまったという事件です。

当時の指導担当検事はこの事件について話した後、私に對し「この二人は、夫がもし不運な事故に遭わなければ、今でも仲よく暮らしていたはずなんだ」「人の心というのは身体以上に簡単に壊れてし

雇用をめぐる法制度の教育

藤本 真理

人文学部准教授
労働法

労働局インタビュー

学生時代のアルバイトや就職など、若者にとって身近な法分野の一つである労働法。しかし、労働法の内容を学校でどれほど習うだろうか。法学部に進学したり、資格取得のために勉強した人を除き、若者のほとんどは労働法を知らないまま社会に出ることになるのではないか。今回は、行政機関がどのような取組みをしているのか、三重労働局に本学学生2名がインタビューに伺った。

Q1 若者が学業を終えて社会を出る前に、労働法を学ぶ機会は少ないと思いますが、若年者が自らの労働者としての権利を知るための取組は、何かなさっていますか？

A1 若者への周知啓発活動としては、ポータルサイト「確かめよう労働条件」の中にアルバイトも含めて、さまざまな法制度についての情報を掲載しています。また、リーフレットやチラシなどを高校や大学などに設置してもらっています。高等学校等からの依頼で出前授業に

出向き、若者に直接情報を伝えるなどの活動も行っています。

それから、大学など高等教育機関で出張労働相談会を開催し、実際にアルバイトや就職活動などで直面した問題に対して、アドバイスをする機会を設けています。今年度は6校で行っており、三重大学でも実施していますよ。

若者に限定した政策ではありませんが「労働条件相談ほっとライン」というものも実施しています。これは、夜間と週末の電話による労働相談窓口です。労働



A2 辞めた月の給料が支払われない、契約が雇用契約なのか委託契約なのかで使用者と認識に食い違いがある、実際の給与が最低賃金未満である、最初の説明よりたくさんシフトを入られるなどがあります。「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」の結果を見ると、6割が労働条件通知書をもっていないんですよ。労働条件通知書は、賃金

や所定労働時間、休日など重要な労働条件を明記したもので、使用者は正社員だけでなく、パート、アルバイトに対しても交付する義務があります。もらっていないトラブルになったときにも役に立ちます。このような仕事をしている我々も、学生時代は自分の労働条件への意識はそれほど高くなかったですが、自分の身を守るために、労働条件通知書のことや最低賃金がいくらなのかなど

は、ぜひ知っていてほしいと思います。

Q3 就職活動（面接でのハラスメント行為等）に関する相談はありますか？

A3 求人票と実際の労働条件が違ったなどの相談があります。三重労働局では、就職活動中の学生を守るための取組もしています。高校生の就職活動が中心になりますが、毎年6月に新卒者の採用を予定している事業者を対象として「雇用主会議」を県下各地で行い、面接など採用活動の中でしてはいけないこと、注意事項などを周知しています。

Q4 労働相談がきっかけで問題が解決されたケースを差支えがなければ教えてください。

A4 高校生の採用面接で会社側から望ましくない言動があり、学校と連携して会社を指導して改善した例があります。

Q5 ブラック企業問題というところ、若者の使い捨て、つまり長時間労働・過重労働の問題がありますが、どんな対策をされていますか

お答えいただいた方々

三重労働局労働基準部監督課 課長
額 研次さん
三重労働局職業安定部職業安定課 課長
中村良一さん
三重労働局雇用環境均等室 労働紛争調整官
久留原 郁子さん
三重労働局労働基準部監督課 課長補佐
江口雅司さん

基準監督署の開庁時間は平日の昼間なので、会社に通っていたり来庁することが難しいですね。そこで、水曜日を除く平日17時から22時、土曜・日曜の午前10時から17時まで、電話での相談に応じています。この電話相談の内容によっては、必要に応じて管轄の労働局の監督課、労働基準監督署に伝達されます。

Q2 これまでにあった若者からの相談で多いものは何ですか？

A5 普段から抜き打ちで臨検に入って監督指導をしていますが、毎年11月を「過重労働解消キャンペーン」期間とし、重点監督を実施しています。過労死等に関連する労災保険請求があった事業場などを中心に集中的に監督を行い、違法な時間外労働や残業代の不払い、過重労働による健康障害防止策をとっていないなどの法令違反等が認められた事業場には、是正勧告や、健康障害防止のための指導などを行います。監督指導の結果、企業が業務プロセスの見直しや社風の改革に取り組んで、長時間労働の是正に繋がった事例もあります。

お忙しい中、ご対応いただいた三重労働局の皆様、本当にありがとうございます。

（ふじもとまり）



【文中に記載の政策についての情報】

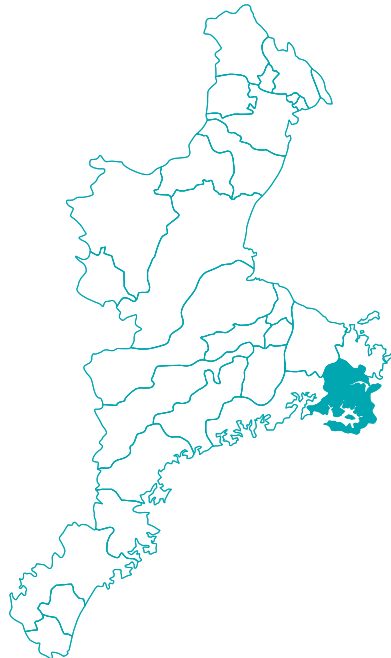
ポータルサイト「確かめよう労働条件」
<http://www.check-roudumhiw.go.jp/>
労働条件相談ほっとライン 全国共通
0120・811・610
（携帯電話・PHSからの通話可能）
「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」
<http://www.mhiw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>

三重の文化と社会

Culture and
Society in Mie

志摩市

三重県の研究



三重大学大学院人文社会科学研究所の講義科目「三重の文化と社会Ⅰ・Ⅱ」は、2001(平成13)年度に大学院改革に伴い開講されてから、本年度で16年目を迎えた。地域文化論専攻、社会科学専攻の二専攻にまたがる複数教員の担当による地域密着型の学際的授業であり、本研究科の開講科目のなかでひとつの「目玉」として、評価されている。

地域圏大学である三重大学は、地域社会と密接に連携していくことを重要な課題としている。本講義はこの課題と関連して、地域から各自の研究領域に関わる研究テーマを見出し、独自の調査に基づいて分析を深め、研究成果を生み出し、調査や成果の発表を通して地域の人々と交流を深

めることを目指している。開講以来、毎年三重県内の市町村から1つを対象地域に選定し、現地でのフィールドワークを行うことを基本としてきた。なお、9年前からはフィールドワークを伴わない三重県全体を対象とする文献志向型の研究も、選択できることになっている。

今年度は、調査対象地域として志摩市を選択した。過去に2004年に阿児町(現志摩市)、2012年には近隣の鳥羽市を対象としてはいるが、社会科学専攻を中心に、当市に関心を持つ教員が複数居たこと、そして先進国首脳会議(伊勢志摩サミット)の開催地として注目を集めていることも考慮した。

例年通り、本年度も月に1回程度の研究

発表に基づく授業を基本としつつ、8月にはジェネラルサーベイを実施し、市内の各地をめぐると共に、受講生の研究テーマに即して、志摩市役所の政策推進部総合政策課、産業振興部観光商工課、健康福祉部介護・総合相談支援課、志摩歴史民俗資料館、そして志摩市観光協会の皆様から、様々な有益な情報や助言を頂いた。これを機会に研究課題がより明確となり、成果をまとめあげていった。

年明けの1月に学内で予行演習がてらの報告会を行い、発表方法に修正を加えて2月18日の阿児アリーナ(志摩市立図書館)における現地発表会に臨んだ。本科目を受講した大学院生にとっては、研究成果を地元の皆さんに聞いて頂く貴重な機会

2016年度担当教員

森久綱 人文学部教授
(もりひさつな) 社会科学専攻塚本明 人文学部教授
(つかもとあきら) 地域文化論専攻

であつたし、今後の研究の進展に資するところ大であつたと思われる。

今年度は受講生が四名と、例年に比べやや少なく(全員がフィールドワーク型の受講)、また最終的に報告に至ったのは三名に留まった。しかし、三名とも十分な内容の成果を収めたものと考えている。

その過程では、受講生の指導教員のほか少なからぬ教員の協力を得た。だが、何より地元の皆様のご協力あってこそその成果である。この場を借りて、関係の皆様にく御礼申し上げたい。

研究報告会 in 志摩

三重大学人文社会科学研究所
「三重の文化と社会」研究報告会 in 志摩について

2017年2月18日(土)の13時より、志摩市立図書館(阿児ライブラリー)にて、「三重の文化と社会」研究報告会 in 志摩を開催した。本年度は、大学院生3名による研究報告を行った後、法律経済学科の産業経済論、日本経済論の2つのゼミに属する学部学生のグループによる関連報告がなされた。当日は志摩市役所の方を中心に地元から20名ほどの参加者があり、三重大の教員・学生を含め50名強が参集した。研究報告に対して、関連分野を専門業務とされる市役所職員の方から有益な意見・助言が寄せられ、終了後も関連テーマに詳しい方から情報を得る受講生の姿も見られた。なお、当日は2016年度「三重の文化と社会」研究報告書『志摩市・三重県の研究』が、参加者に配付された。

志摩市のインバウンド観光政策の現状と課題

― 中国人観光客への対応を中心に ―

人文社会科学研究科
社会科学専攻
産業経済論

張 丹丹

はじめに

「インバウンド」とは、「入ってくる、内向きの」という意味であり、観光分野においては一般的に「日本を訪れる外国人旅行者」を指す。近年、日本政府をはじめ、外国人観光客の訪日促進への取組みが活発化している。また、地域においては、新たな雇用機会の創出や維持に資するものであり、地域の産業・雇用の核になるものであるとしてインバウンド観光を推進する動きが見られる。本稿では、サミット後の動向を踏まえつつ、志摩市におけるインバウンド観光政策について、主に中国人観光客への対応に焦点を当てつつ、その現状と課題について考えてみたい。

I. 日本におけるインバウンド観光の概要

日本のインバウンド観光は、2003



横山展望台からみた英虞湾

年の「ビジット・ジャパン事業」開始以降、国として積極的な取り組みが展開されている。2015年の訪日観光客数は前年比47.1%増の1,973万7千人となり、過去最高を更新した。こうした動向を受けて、日本政府は訪日外国人旅行者数の目標として、2020年までに4000万人、2030年に6000万人とすることを掲げている。

また、2015年に日本を訪れた外国人旅行者の国別の特徴を見ると、成長著しい中国からの旅行者数が最も多く、2014年と比べると、伸び率でも中国が1位で、前年の倍以上の伸びとなっている。中国からの旅行者が日本市場での存在感を増し続けていることがわかる。今後、海外旅行の頻度が上がり、旅行の経験を積むことで、個人旅行化が進み、都市から地域へ、モノからコトへと旅行内容が変化している訪日中国人への対応が不可欠となっている。

II. 志摩市におけるインバウンド観光の概要

2013年、志摩市観光協会内にインバウンド専門員が配置され、海外からの観光客の誘致に力を入れることになった。東アジアの現地旅行会社を回って海産物など地域の魅力を根気強くPRするとともに、東京から大阪に向かう途中に志摩市に立ち寄るといった、首都圏と組み合わせたコースを提案するなどの取り組みを行っている。また、伊勢鳥羽志摩インバウンド協議会などの組織に加入して、ほかの地域と連携することによって、インバウンド誘客プロジェクトが進んでいる。こうした、インバウンド関連事業を推進するために、志摩市ではさまざまな補助金や負担金を支出している。インバウンド政策を実施して以降、外国人観光客数は大幅に増加し、2011年には約1万4,400人であったの

が、2015年には約7万人に達した。なかでも、中国人宿泊者数の増加が目立っており、2013年と比べて、2015年の宿泊者数はおおよそ8倍増加した。

III. アンケート調査結果分析

2016年9月に、中国においてアンケート調査を実施した。アンケート調査票は中国のWebサイト上で作成し、そのURLを配布した。配布対象は筆者

(表-1) 日本で体験してみたいことは何ですか(複数回答)

選択	合計	比率
温泉	70	72.9%
花見	59	61.5%
食べ物	59	61.5%
自然景色	53	55.2%
伝統的な建物	36	37.5%
伝統文化(和服、茶道、生け花など)の体験	64	66.7%
買い物	49	51.0%
日本のエステ、美容体験	22	22.9%
そのほか	4	4.2%
有効回答した人数	96	

(表-2) 志摩市の観光資源で興味を持ったもの

選択	合計	比率
きれいな海岸線	74	77.1%
新鮮な海産物	44	45.8%
海女文化の体験	23	24.0%
真珠養殖地として真珠の加工体験	21	21.9%
季節によって姿を変える伊勢志摩国立公園	29	30.2%
さまざまなスポーツ体験	19	19.8%
スペイン風の村	23	24.0%
とくに興味がない	6	6.3%
有効回答した人数	96	

の友人や、親戚とその友人、知人たちであり、合計127人から回答をえた。回答者は20歳から59歳までの男女で、そのうち20代の若者が9割程度を占めている。回答者の居住地は、特定の都市には集中しておらず、全国に分散している。紙幅の都合上、ここではその結果のごく一部を示しておきたい。

まず、「日本で体験してみたいことは何ですか」という問いに対しては、温泉、伝統文化の体験、花見、食べ物の順の回

答が多かった。買い物より観光、特に文化と自然に興味があることが読取れる。「買い物」から日本での「体験」へと旅行内容が変化している中国人観光客の傾向がここにも表れている(表1)。

また、志摩市の概要を紹介した上で、志摩市の主要な観光資源のうち、興味を持ったものを尋ねたところ、「きれいな海岸線」や「新鮮な海産物」を選択した人が多かった。これは、中国内陸部では見られない島や海などの自然環境、景観に対する興味・関心が高いことを示している(表2)。

IV. 中国人観光客に向けたインバウンド政策の方向性

今回のアンケート調査結果を総合すると、中国人観光客が訪日をするにあたって期待していることとして、「日本食」、「食べ物」の安心と新鮮さ、「温泉」、「伝統的な文化、景観」などが上位にあることがわかった。志摩の有する本物の食ブランドの価値、海産物の新鮮さとおいしさ、温泉資源は中国人観光客にとって大きな魅力となりうるといえる。

そこで、今後の志摩市のインバウンド政策の方向性としては以下の3点が考えられる。

第1は、中国での志摩市の知名度、誘

これらの方策を講じていけば、志摩市は中国人観光客が何度も訪れる有数の観光地となりうる可能性を有していると言えるよう。

(ちようたんたん)
(指導教員／豊福裕二)

参考文献

- ・志摩市(2015)『志摩市観光振興計画』
- ・日本経済研究所・日本政策投資銀(2013)『地域のビジネスとして発展するインバウンド観光―日本型DMOによる「マーケティング」と観光品質向上に向けて―』
- ・守屋国彦(2014)『インバウンド観光推進の意義と今後の取り組み』『日本政策金融公庫論集』第22号

介護予防事業による地域連携の可能性と課題

志摩市和具地区におけるヒアリング調査

代 娟

人文社会科学研究科
社会科学専攻
地域行政論

はじめに

日本の高齢化が進むにともなって、高齢者福祉問題や介護問題が緊急の課題になっている。介護保険の導入により、高齢者福祉は社会全体で支えあうことになった。そして、その後の介護保険制度の改革では、介護予防がいつそう重要になってきた。高齢者が要介護になることを防ぐために、国や市町村が介護予防事業に盛んに取り組んでいる。そして志摩市では、介護予防事業の一つとして、介護予防リーダー（お達者サポーター）の活動が盛んに行われている。

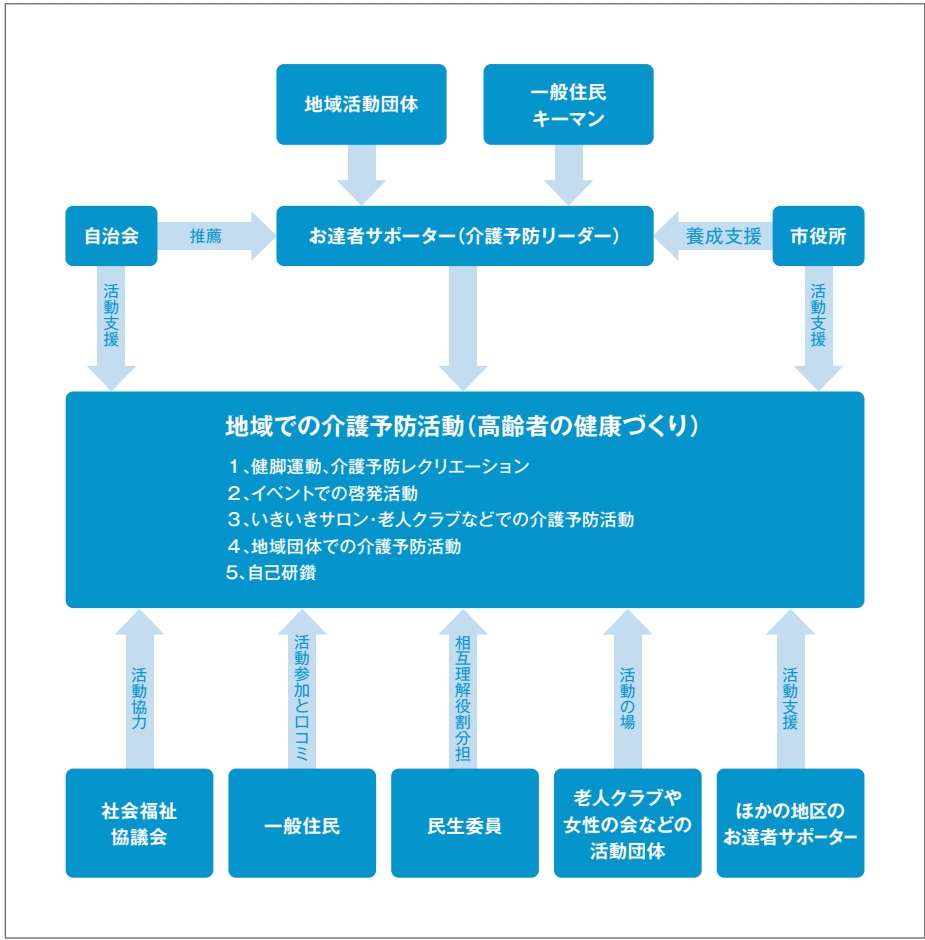
本稿では、お達者サポーターの活動が活発な志摩市志摩町の和具地区を取り上げ、お達者サポーター活動における地域連携の可能性と課題を検討した。

Ⅰ. お達者サポーターの概要

本小節では、図1に参考しながら、和具地区のお達者サポーターの形成経緯、養成支援および活動展開を説明したい。

図1にあるように、最初に和具地区で養成講座を修了してお達者サポーターになったのは、地域住民の中でキーマンだった人たちや、ボール体操などの民間団体のメンバーであった人たちである。また養成支援について、市役所は自治会に依頼して、自治会は窓口となってお達者サポーターになれそうな人を推薦している。つまり、市役所と自治会は養成支援の中心である。最後に、お達者サポーターの活動は、健脚運動、介護予防レクリエーション、イベントでの啓発活動、いきいきサロン・老人クラブなどでの介護予防活動、地域団体での介護予防活動、自己研鑽である。

図1 お達者サポーターの形成経緯養成支援および活動展開状況



Ⅱ. お達者サポーターと各主体間とのかかわり

図2を見ながら、和具地区お達者サポーターと各主体間とのかかわりを分析したい。

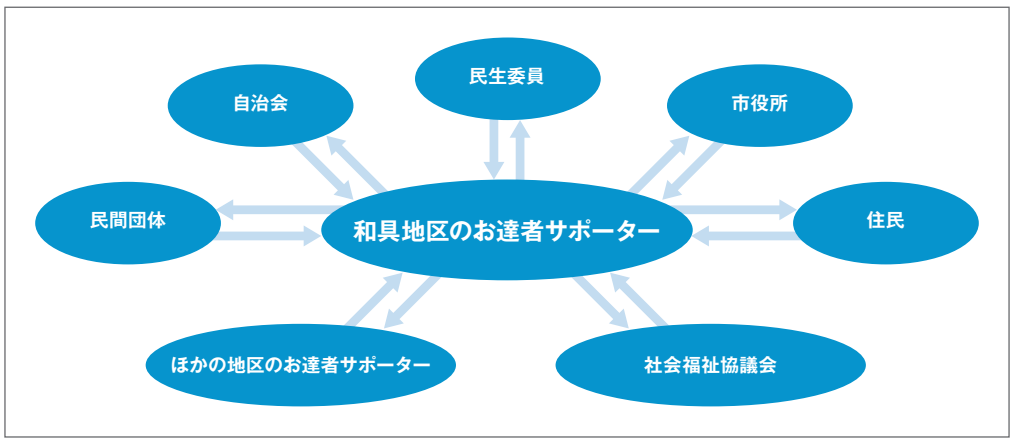


図2 和具地区お達者サポーターと各主体間とのかかわり

（１）、市役所

市役所は、お達者サポーターのために、養成研修やフォロー研修を定期的に行っている。また、市役所の福祉担当者は、現場活動に参加したり、アドバイスを提供したり、勉強会の場などを提供したりして、さまざまな面から支援をしている。

（２）、自治会

お達者サポーターは、自治会から活動を行う場所（空間）を紹介してもらっている。

（３）、社会福祉協議会

お達者サポーターは、社会福祉協議会から活動を行うための補助金を受けている。

（４）、民生委員

和具地区では、民生委員の中にはお達者サポーターの具体的な活動をあまり知らないために、連携を密にしている人は多くないようだが、他の町では民生委員とお達者サポーターを兼ねている人もいる。

（５）、老人クラブ、いきいきサロンなどの地域活動団体

老人クラブやいきいきサロンなどを通して、お達者サポーター活動が住民たちに紹介されている。また、お達者サポーターが、老人クラブやいきいきサロンに手伝いに行くこともある。

（６）、町内他地区のお達者サポーター

和具地区と片田地区との間では、お達者サポーターはお互いに支えあっている。

Ⅲ. お達者サポーター活動における地域連携の可能性と課題

以上を踏まえて私は、今後のなかなか人口が増えづらい中で、お達者サポーターの仕組みを維持するためには、金銭的な問題ではなく、ヒトの問題が一番大きいと考えている。つまり、お達者サポーターに新しくなってくれ、この制度を維持していく人を見つける問題である。

このように考えると、お達者サポーター活動による地域連携の核となるのは、自治会や民生委員や社会福祉協議会ではなく、民間団体、住民、そして他地区との連携がうまく行っているかどうかであると私は思っている。和具地区の例から見ると、片田地区からの手伝いは人手不足問題を解決し、活動が順調にいく

かどうかのポイントとなっているからである。

また、お達者サポーター活動がうまく展開するためには、お達者サポーターと各主体間との連携だけではなく、地域に関わる各主体が連携して情報を共有すべきだと私は思った。たとえば、新しくお達者サポーターの候補者をさがすときには、自治会だけがそれを担うのではなく、自治会、民生委員、そして民間団体が連携し、候補者を探せばよいのではないだろうか。

（だいけん）
（指導教員／深井英喜）

参考文献

- ①、平岩和美、2014-3、「高齢者の介護予防事業の運営に関する研究―広島県における3自治体を中心として―」、広島大学マネジメント学会、広島大学マネジメント研究（15）、27-45
- ②、介護予防事業の効果的な取り組み事例 http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/yobou/torikumi_02.html
- ③、厚生統計協会、2006、「国民の福祉の動向」、『厚生生の指標臨時増刊』、53（12）
- ④、芳賀博、植木章三、島貫秀樹、2003、「地域における高齢者の転倒予防プログラムの実践と評価」、『厚生生の指標』、50（4）：20-26
- ⑤、志摩市役所健康福祉部、介護・総合相談支援課、2015-3
- 『志摩市第6期介護保険事業計画および高齢者福祉計画』

古代志摩国における土器製塩

― 志摩式製塩土器を中心に ―



煎熬実験の様子

志摩国は7～8世紀頃にかけて伊勢国から分立したと考えられており、現在の志摩市は、古代志摩国の南東部にあたる。平地が少ないため耕作には向かないが、海産物が豊富であり、調や庸として魚や貝、海藻などを都へ貢納していた。また、浜と山が近く、沿岸部は入り組んだリアス式海岸であり、舟運が盛んであった。製塩には、燃料となる大量の森林資源が必要不可欠で、そのため製塩地も次々に移動する必要があったと考えられている。志摩国の地形は、森林資源の獲得や、物資、製塩地の移動が容易であり、土器製塩には適していたことが伺える。

志摩式製塩土器は、伊勢湾岸を中心に三重県で出土する塩作り に用いる土器で、底が薄い盥のような形をしている。塩づくりには、海水からさらに塩分が濃い鹹水をつくる「採鹹」、鹹水を煮沸し粗塩をつくる「煎熬」、粗塩の二

ガリ分をとばして焼きしめる「焼塩」の三段階があり、志摩式製塩土器を煎熬段階で用いられたとする説もあったが、現在では焼塩が使われたとする説が有力である。

その理由としては、内陸部での出土が見られることや、一般的な土器製塩遺跡にみられる大規模な製塩土器の廃棄層がみつかっていないことなどが挙げられる。しかし、志摩国内に所在する生産遺跡について、詳細な報告がなされているものはごくわずかであり、志摩式製塩土器に代わる煎熬器具として想定される鉄釜も現状では出土しておらず、その様相が十分に明らかになっていないとは言えない。また、土器の形質から用途を考察する研究も散見されるが、煎熬用か焼塩用かの判断は、火にかけて内部のものを熱するという使用状況が似ていることもあり、論者の主観によるところが大きく、形質から

結論を出すことには限界があるように思われる。

そこで、今回は敢えて煎熬用説に立ち戻り、志摩式製塩土器を作成して、実際

に煎熬実験を試みた。採鹹方法は藻塩法と呼ばれるもので、海藻に海水をかけて乾燥させたものを燃やし、その灰を海水に混ぜ、鹹水を得た。補注式灰煮沸法という、海水に混ぜた灰を取り除かず煮

沸すると、灰が土器か

ら鹹水の浸出を防ぐとともに、塩の結晶媒体となるため、煎熬時に鹹水や塩が土器に与えるダメージが少なく済

む煎熬方法が提唱された。この方法を用いれば、指摘されているような、器壁に鹹水が浸透し、内部で塩が結晶してもたらされるひび割れや、ひび割れからくる海水の浸出がおこりにくいため、煎熬に向きとされている志摩式製塩土器でも煎熬ができる可能性がある。

結果として、製作途中での土器の破損や、焼成不十分で鹹水が器壁に浸透して土器が崩れてしまうなどアクシデントが重なり、十分

な煎熬を行うことはできなかったが、微量ながら塩を得ることができた。また、灰と水との境に帯状に塩が結晶するという補注式灰煮沸法の特徴がみられた。焼成が不十分でさえなければ、より多くの塩の結晶に成功していた可能性もあり、実際に出土している志摩式製塩土器は焼成が良好なものばかりのため、これについては、確認のためにも改めて再実験をすることとしたい。

志摩式製塩土器で製塩が行われたのは8世紀から11世紀の中頃までであるとみられている。志摩国には古墳時代から続く製塩の伝統は見られないため、律令制のもとで中央から何らかの介入があった志摩式製塩土器での塩づくりが始まったと考えられる。底部の厚さの特徴は異なるが、志摩式製塩土器に似た、盥形をした製塩土器は、若狭国や陸奥国、佐渡国など他地域にもみられ、いずれも7世紀末から11世紀ごろという志摩式製塩土器とほぼ同時期に比定されている。陸奥国や佐渡国では、製塩遺跡の近隣に城柵などの国家施設があり、盥形の製塩土器や製塩技術は、そこで生活する人や馬などの塩分需要に応えるために中央の介入のもとで導入されたものと見られる。特に佐渡国は盥形の製塩土器の出現を

石原 唯

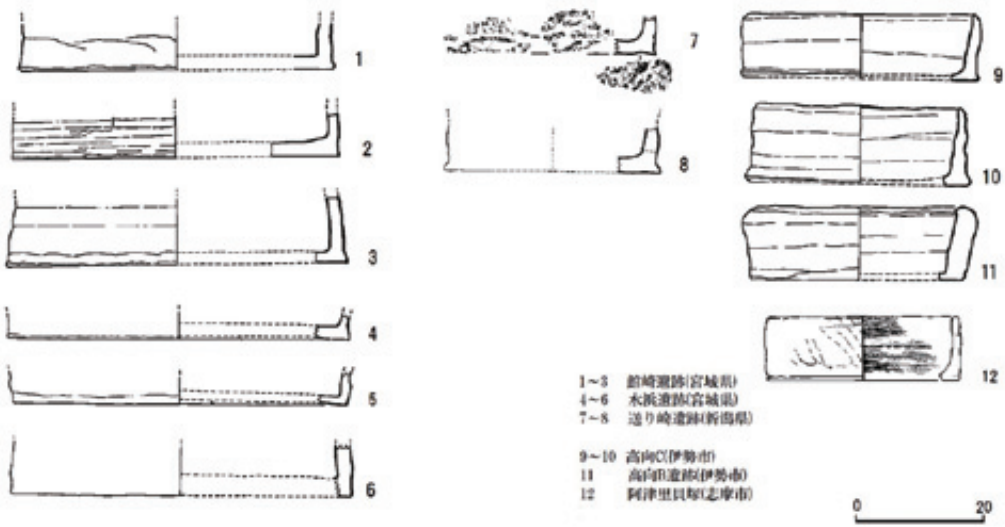
人文社会科学研究科
地域文化論専攻
考古学

もつてはじめて土器製塩が行われることから、何らかの画期があったことは明らかである。

志摩国にとっては、斎宮などが同様の関係にあると言える。実際に斎宮跡では志摩式製塩土器が多く出土しており、志摩から塩がもたらされていたことは確実である。ただ、志摩式製塩土器だけで必要な塩分の全てを賄えるほどの量は出土していないため、俵や籠で包まれた散状塩も同時に運び込まれていたと見られている。現在の志摩市磯部町を中心とした志摩半島周辺は、神宮領として早期に整備されており、志摩国が塩の生産地として大きな期待を寄せられていたことが伺える。

志摩国は、中央へ海産物を貢納する以外にも、近隣の国家施設への塩の供給源として非常に重要な役割を担っていた。また、志摩式製塩土器については、土器の用途を様々に想定した上で、土器や塩の生産から消費までを順序立てて考察することが必要である。未報告資料の調査や整理も含め、今後の課題としたい。

（いしはら ゆい）
（指導教員／小澤 毅）



各地の盥形製塩土器(『日本塩業大系』考古資料編より作成)



忍者の歴史

KADOKAWA 2016年発行

山田 雄司 人文学部 教授 日本中世史

忍者の実像

Ninjaは今や世界の共通語となり、ドラマや歴史小説、アニメの中などでさまざまな忍者が活躍している。しかし、その実態は謎に満ちている。忍者と言えば、派手に立ち回る場面が想像されるが、忍術書をひもといてみると、医学・薬学・食物・天文・気象・火薬・交際術・呪術など多方面の知識が記されており、忍術とは総合的知識に基づくサバイバル術と言える。忍者は主君の命を受けたからには、困難を乗り越えて相手の領域に潜入し、情報を得て再び戻ってこなければならぬ。いかなる状況下であっても生き生きて生き抜く必要がある。そのためには特殊

な技術・能力を身につける必要があり、種々の道具や手法が発達した。

忍者に学ぶ

現代を生きるわれわれは、自然環境を破壊することによって高度な文明を獲得した反面、深刻な危機に直面しつつある。今後われわれはどのように自然と向き合っていくのだろうか。その答えの一つが、自然と共生し、そこからさまざまな知恵を編み出した忍者にあるのではないだろうか。日本人は自然を破壊するのではなく、自然と共生することによって発展してきた。その中でも忍者は、風の音

新刊 著る 語を



戦争と広告

第二次大戦、日本の戦争広告を読み解く

KADOKAWA 2016年発行

森 正人 人文学部 准教授 文化地理学

視覚性と物質性

私たちは何を見ているのか。見たいと欲望しているのか。あるいは見せられているのか。視覚visionを単なる生物学的、光学的に理解する態度そして目に映じている視覚イメージを自明のものとみなすナイーブな理解を離れ、その社会性や能力性、すなわち視覚性visuality)を考える。またそこに存在するモノもまた、自明のものでなく、特定のテーマに沿って選別され、配置された。モノの背後にある社会性を読み解く物質性materiality)を考える。この二つが、本書『戦争と広告』の理論的背景である。

この本はある種の現代性を持っている。というのも、諸矛盾があまりに多く顕在化しており、多くの的確な

批判が提出されてきた、「にもかかわらず」圧倒的な支持を、今、この政治体制が獲得しているからである。私たちはこの国で、巧妙に特定のモノを見せられ、見せられない状況にある。かつてイギリスのマルクス主義的文化研究者であるレイモンド・ウィリアムズが「感情の構造」と呼んだ、一番繊細で感知にくいところで働いている嗜好性の社会性、すなわち文化の政治学、さらに言い換えるなら、この「にもかかわらず」を、視覚性や物質性へ注目することで明らかにする必要がある。

弱い「同胞」「家族」と守る男

たとえば、二〇一四年五月、安倍晋三内閣総理大臣が集団的自衛権の必要性を記者会見で説明した。

を聞き、草の臭いをかきとり、神仏と一体となることにより困難を克服して生き抜いてきた。それゆえ、忍者の知恵の中には、現代日本の発展を支えてきた技術力、勤勉さ、組織力、忍耐力といった日本文化の諸相が凝縮されていると言える。今こそもう一度忍者の知恵に学んで持続的発展を考えなければならぬ時期にあるのではないだろうか。

日本文化の中の忍者

世界における忍者ブームの背景にはさまざまな要素があることを指摘することができるが、自己の存在や業績を声高に主張するのではなく、高度な精神性を有して寡黙に主君のための職務を遂行するという日本文化を体現した存在であることも世界で人気を博している理由の一つである。『万川集海』の記述にもあるように、忍者の職務は人目につかないところで、天地を創造するくらい大きな仕事を成し遂げることとされている。忍者の実態はベールに包まれ、想像をかきたてる要素を多分に含んでいることにより、これまで時代によりまた民族により、それぞれ異なる忍者像が創りあげられてきた。しかしその根本には、日本人の価値観に符合した忍者の存在があったからこそ、現代に至るまで愛され続けているのではないだろうか。

(やまだ ゆうじ)

分かりやすい丁寧な説明のために「邦人輸送中の米輸送艦の防護」のイラストが用いられた。赤ん坊を抱えた母親の腕をつかむ別の幼子。母親は視線を外しており、力のなさを印象づけている。弱い女性と子ども、それを守る男性というイメージの再生産。そして女、子どもを「まもる」ことが、場合によっては先制攻撃にまで伸ばされていく。

そんなことはありえないと言う面々もあろう。しかし、第二次世界大戦中、まさにこうしたレトリックが視覚イメージ(地図、イラスト、写真)でもってこの国の世論・輿論を形成してきた。本書では博覧会、グラビア雑誌などを紹介しながら、聖戦のために立ち上がる皇軍、卑怯で醜い敵国兵、気高い皇軍兵に充分に報いていない不十分な銃後の日本人が、物質や写真、イラストや地図をとおして提示されてきた事を検討する。

一九九〇年代後半からの保守化の中、映画や博物館展示で、一方で日本の戦争責任に沈黙し、他方で家族をまもるために命を捨てた男たちの物語が言祝がれる。戦争の不条理を批判しているように見えながらも、そこでは男が女をまもるという家族観が再生産され、しかもそれが国を護るという行為へ結びつけられる。

そういえば、とある政党の改憲案でも家族は互いに助け合うことが明文化されている。私たちは今まさに岐路にいる。

(もり まさと)

新刊 著る 語を



亀山学

朴恵淑編著 風媒社 2016年発行

朴 恵淑

人文学部 教授 環境地理学

『亀山学』は、2005年1月に発足した「亀山市総合環境研究センター」をプラットフォームとして、亀山市の市民・NPO・企業・大学・行政との産官学民の連携によって亀山市の環境・文化・健康（福祉）において、時代を先取る政策を提言し、次世代を担う人材育成を行い、内外へ積極的な情報発信を行う亀山市の戦略的実践型シンクタンクとして、10年間行った成果を集大成した地域学である。

『亀山学』は、次の三つの基本理念に基づき、亀山市の人づくり・地域づくり・未来づくりの理論的根拠及び実践的手段となる。

（1）持続可能な開発のための教育（ESD）実践による人づくり

学校教育及び生涯教育において、持続可能な開発のための教育（ESD）の8つの分野である環境教育・エネルギー教育・防災教育・生物多様性教育・気候変動（地球温暖化防止）教育・国際理解教育・文化遺産教育・その他（男

女共同参画、平和教育など）の教育を積極的にを行い、地球規模で考え、地域で行動できる人材を育成する。

（2）成熟した市民ガバナンスによる地域づくり

成熟した市民ガバナンスによって、豊かな自然を守りながら経済との調和が図られる持続可能な社会、伝統文化が守られ、幸せを感じられる地域づくりを行う。

（3）認識共同体による協働型未来づくり

産官学民のステークホルダーとの認識共同体による協働型未来づくりを行う。市民・行政・事業者の三位一体の協働システムによって、地域に根ざし、世界へ通用する亀山らしい未来づくりを目指す。

このような背景のもと、『亀山学』は、次の8章で構成されている。

第1章は、「亀山学」のススメをテーマとし、亀山市市制及び亀山市総合環境研究センター設立10周年の記念すべき時期に出版される事を踏まえ、亀山市の今後10年の羅針盤的役割について述べている。

第2章は、亀山の歴史・産業をテーマとし、交通と産業の発展からみた亀山市の歴史及び「世界の亀山モデル」の液晶テレビ工場について述べている。

第3章は、亀山の自然環境をテーマとし、地形・水文・気候環境及び亀山の自然環境を守る産官学民の連携について述べている。

第4章は、亀山の生活環境をテーマとし、亀山のエネルギー環境・廃棄物政策及び生活環境づくりにインセンティブを付与するオール亀山ポイント（AKP）制度について述べている。

第5章は、亀山の文化・幸福度をテーマとし、関宿の文化・持続可能な福祉のまちづくり及び幸福度について述べている。

第6章は、亀山の防災をテーマとし、南海トラフ巨大地震に備え、過去の震災からの学び及び命を守る防災行動について述べている。

第7章は、亀山の国際化・情報化をテーマとし、外国人との多文化共生及び産官学民の連携による国際交流、亀山市からの情報発信について述べている。

第8章は、亀山の地域医療をテーマとし、超高齢社会を楽しく生きる、がん検診を有効に受ける、市民が健康でいるためにすべきこと、暮らしの安心・安全を守る地域医療について述べている。

『亀山学』は、亀山市の過去を知り、現在を理解し、未来を創る有効なツールとなる地域学であることから、本書を通じて、身近な地域について考え、行動し、地球市民としての自覚とノウハウを地域へフィードバックさせ、持続可能な亀山創りに貢献できるのと同時に、『亀山学』をモデルに、他の地域においても○○学の展開を期待したい。

（ばくけいしゅく）

新著刊 語る



ソーシャルデザインで社会的孤立を防ぐ

—政策連動と公私連携—

藤本健太郎編著 ミネルヴァ書房 2014年発行

藤本 真理

人文学部 准教授 労働法

社会的孤立は誰にでも起こっている

「孤独死」「孤立社会」という言葉を見聞きしたことがある人は多いだろう。身寄りもなく一人暮らしだった高齢者が誰にも看取られずに自宅で最期を迎え、かなり時間が経ってから発見される、親や配偶者の介護のために離職して、孤軍奮闘した末に介護心中を図る、何とか看取った場合も介護者は自らの老後に不安を残す―そうした事例をメディアで見ても、「彼らは特殊な理由があるのだろう、自分は関係ない」と思う人もいる。しかし、メディアで紹介される「彼ら」は、もともとは「自分と同じ普通の人だ。現代は、普通の人が、ちょっとしたことで孤立し、坂を

転がる雪だるまのようにさまざまな問題を抱えている時代なのだ。

現代は、就職や進学で故郷を離れ、仕事一筋の現役時代を過ごす人は多い。そういう生活条件の下では、親戚付き合いや近所付き合い、新たな友人というのは、自分から意識して行動しないと生まれにくい。いや、どちらかというところ、親戚、近所といった義理の付き合い（＝しがらみ）は意識して遠ざけてきた人が多いかもしれない。しかし、しがらみのない生活が快適で楽なのは、自分が元気で人生が順調な時だけだ。困った時に助言をくれたり少し手伝ってくれる、数日顔を見せなかったら気にかけてくれるような相手がいないことは、想像以上に人を追い詰める。

背景の多様性と 多角的な分析の必要性

ならば、一生を同じ地域で過ごしていた昔に戻れるかというと戻れない。どこに住み、どんな仕事をするかを選ぶ自由は捨ててはならないし、昔のような社会では経済活動も立ち行かなくなるだろう。行政が手厚く面倒を見られるかというと、財政難の前には限度がある。そうした今日の時代背景を前提として、孤立防止の観点からどのような政策が新たに必要なのか、どのような政策を改めるべきなのかを検討しているのが、本書である。

本書の特徴は、経済学、都市計画、社会保障など専門分野の異なる様々な研究者の共同作業であるということにある。孤立は複数の要素が揃って起きる。行政の責任や福祉政策だけを論じて、それは部分的な対処方法にすぎない。技術革新を促進して経済活動や社会システムの維持向上を図ること、人間の生活の場である都市の設計の工夫、居場所づくり、地域包括ケア、行政の手が回らない需要に配慮する人材の確保、時間（人生）の使い方に大きな影響を与える労働政策など、可能な限り多角的に孤立の要因と対策を論じたつもりである。さまざまな立場の人に一読いただき、社会的孤立への処方箋をより多くのの人に考えていただければ幸いである。

（ふじもとまり）

新著刊 語る

三重県の社会的養護

石塚 哲朗

人文学部准教授
福祉経済論

1 児童を取り巻く環境

三重県の総人口は、平成27年10月時点で約182万人であり、そのうち65歳以上は約50万人(27・9%)、15歳未満は約23万人(13・0%)である。日本全体の65歳以上人口の割合(高齢化率)は26・7%となっており、日本の平均よりも高齢化が進んでいるといえる。一方、合計特殊出生率(平成26年)を見ると、三重県は1・45と全国平均の1・42を上回っているものの、昭和50年には1・99あった出生率は減少傾向であり、今後も少子高齢化の流れが続くものと考えられる。

家庭の子育て環境も変化している。核家族化、近所のつながりの低下などを背景に、子育ての密室化、孤立化が問題となっている。こうした状況は児童虐待の

2 社会的養護の現状

児童虐待についてはその防止が何よりも求められるが、親による養護が適切ではないと判断される場合には、公的な責任の下で養護が行われることとなる。三重県内に5か所ある児童相談所の調整を経て、施設への入所措置等が講じられる。

このような社会的養護の対象児童は、全国で約4万6千人いるとされ、三重県でも近年500人以上が対象となっている。年齢や児童の状況により様々な対応がなされるが、一番多いのは児童養護施設や乳児院への入所である。三重県内に児童養護施設は12施設、乳児院は3施設あり、それぞれ約418人、35人の児童、乳幼児が入所している(平成26年12月時点)。こうした施設は、かつて孤児院とも呼ばれたように、親の死亡や病気などにより両親の養育が得られない児童が主な対象であったが、近年では、実親はいるものの虐待などにより家庭での養育が適当でない児童が入所しているケースが多い。平成25年の国の調査によると、児童養護施設の児童の6割が「被虐待経験あり」との結果もある。この他にも、子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応するための施設として児童自立支援施設があるが、近年では非行問題のみでなく家庭養護の問題を背景に入所するケースも多くなっている。三重県では一か所設置され(国児学園)、現在20名程度の児童が入所している。

3 家庭的養護の促進

日本では従来から、施設における措置が中心であったが、近年では全国的に家庭的な養護への転換が図られている。すなわち、すべての子どもは、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきであることから、より家庭的な環境で養育を行うという方向性である。例えば、児童養護施設は従来、いわば学生寮のような「大舎制」という形で運営されてきた。多くの子どもを効率的にケアする面ではメリットがあるが、画一的なケアにもなる等のデメリットも大きい。このため、施設の小規模化や小規模グループケア化などの転換が図られてい



社会福祉法人里山学院(児童養護施設 津市河芸町)。
従来の大舎制の施設を改装し、小規模ユニット化している。



社会福祉法人里山学院(児童養護施設 津市河芸町)。
近隣の家屋(中央)を活用し、地域小規模児童養護施設として運営している。

る。具体的には、従来の施設を6名程度のユニットに分割し、より家庭的な形態にして養育を行ったり、地域の一軒家を活用し「地域小規模児童養護施設」として、そこで職員が数人の児童を継続的に養育したりしている。三重県でも大舎制からの転換が進んでおり、小規模なユニットは合計24ユニット、地域小規模児童施設は5か所設置されている。

家庭的養護の最も進んだ形態は里親委託といえる。里親というと養子縁組のイメージがあるが、社会的養護における里親とは、一般の夫婦等が行政の委託を受けて要保護児童を養育するものである。三重県においては68世帯に79人の子どもが委託されており(平成26年12月時点)、要保護児童に占める割合は増加傾向にあるものの全体の2割にも達していない。里親委託に当たっては、児童の状況に合った適切な里親と結びつけることが必要であることから、候補となる里親登録を現在の200名程度からさらに増やしていく取組が進められている。里親は一定の研修等を経れば登録することは可能であり、将来の社会を担う地域の児童を育成し、自立を支援するという点で究極の社会貢献活動ともいえるだろう。

三重県では平成27年に「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、今後15年間で、施設本体、地域のグループホーム、里親委託の割合をそれぞれ1/3ずつに変えていくことを目標とし、家庭的養護を進めている。社会的養護に関しては、児童が施設を出た後の就業、自立支援の問題や、児童への専門的なケアの充実、施設職員の体制強化など、様々な課題が山積しているが、このような家庭的養護を推進することにより、将来を担う児童がより良い養育環境で育成され、社会に出て活躍していくことを期待したい。

■ 児童相談所における虐待対応相談件数

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
三重県	524	527	395	541	858	930	1,022	1,117	1,112
全 国	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931

出典：三重県児童相談センター資料。H26は速報値。

■ 三重県の要保護児童の状況

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
児童養護施設	426	394	409	415	425	408	422
乳児院	33	34	30	35	33	35	31
里親	75	71	76	73	72	87	86
ファミリーホーム	—	—	—	—	9	8	5
合計	534	499	515	523	539	538	544

出典：三重県子育て支援課資料。各年度1月時点。



三重県立国児学園(児童自立支援施設 津市栗真町屋町)。施設敷地内に陶芸窯があり、児童の作品が多数飾られている。

(いしつかてつらう)

実験する哲学者？

薄井 尚樹

人文学部准教授 哲学

まったく貫禄がないせいで、着任当初は学生と間違えられたこともあったのだけれど、さすがにもういい歳なので、職業を聞かれることがたまにある。そんなときは「いや、あの、大学の教員でして」と答えながら、あいまいな笑みを浮かべるようにしている。でも運が悪いと続けてこう聞かれることがある。「なにを研究していらっしゃるんですか」「…哲学です」「は？」哲学を研究しているからにはもつと知的なはずだと思われたのかもしれない。そんなことを考えながらシヨンボリする。

哲学を研究するつてどういうことだろうか。答えはひとごとにとさまざまだし、さらにそこには根深い偏見が影を落とすこともある（たとえば、ぼくの妻も哲学を研究していて、しかもぼくよりはるかに優秀なのだけれど、自分の職業を述べ

るとギョツとされることがあるそうだ）。でもときに、それまでの認識をくつがえすような変化が哲学のなかで生じることだってある。「実験哲学」と呼ばれる近年の活動はそのひとつだ。ここで「実験」と「哲学」のつながりに驚いたひともいるかもしれない。哲学つて、ひたすら頭のなかで考え抜いて、自由、知識、道徳、美とはなにかをあきらかにすることじゃないの？

この言葉をはじめて目にしたのは、十一年ちかく前に留学先で論文を読んでいたときのことだ。その言葉の響きと、なによりそれに携わっている研究者たちのアツさに、なにかおもしろいことが起きているらしいとワクワクしたことを覚えている。

実験哲学とはなにか。Joshua Knobe（2011）はそれが、書齋で本を読みなが



ら思索にふける研究者という、よくある哲学者のイメージを変えたと指摘し、その研究活動の背後にある動機をこう説明する。

うかを）あらためて考える必要があるだろう。実験哲学はここで実験心理学の方法を活用する。つまりそれは、哲学の営みそのものを実験をつうじて批判的に検討する、学際的な研究活動なのだ。

哲学者はある特定の装置にほぼ全面に頼っている。それは人間の知性、哲学者という仕事の原動力となる思考を生み出す知性だ。…「中略」…そして時折、このアプローチはうまくいかなくなる。知性が私たちを2つの異なる方向に引っ張り、まるで2つの異なる声が同じ問題について正反対の答えを述べるようなことが生じる。／そうした状況では、知性そのものを探って、自分や他の人々の哲学的直観がどこから生まれてくるかを科学的に見てみる（Knobe, 2011, p. 58：邦訳83～84ページ）

哲学がずっと頼りにしてきた道具は、じつはどうでもいい要因でそのかたちがコロコロ変わってしまう不安定なものかもしれない。あるいは、ローカルな文脈からもたらされた偶然的産物で、誰もが共有しているわけではないかもしれない。もしそうだとすれば、この道具がなぜ／どんなときに用いることができるのかを（あるいはそもそも用いることが許されるかどうか）

Knobeが「一種の革命」（Knobe, 2011, p. 58：邦訳83ページ）と表現するこの活動に、ぼくもほんのすこしだけれど参加している（Machery, et al.: forthcoming）。そこで研究したのは知識をめぐる判断だ。知識とはなにかという問いは、ずっと西洋哲学の関心の的となってきた。そして哲学者たちは、あれは知識とみなすことができる、これは知識とみなすことはできないといった判断をもとにして、自身の理論を構築してきた。つまり、ある事例が知識とみなされるかどうかの判断が、知識の理論を構築するうえで大事な道具だとされてきたわけだ。でも、そもそもこの判断って普遍的なものなのだろうか。それともそれは文化ごとに異なるのだろうか。また、そのどちらであるにせよ、そういった判断をもたらす心理メカニズムはどんなかたちをしているのだろうか。

この研究は新鮮な学びに満ちたものだった。いろんな学問的背景をもつ研究者たちと出会うことができたし、外に豊

穠な世界があることを知る機会にも恵まれた。そしてなによりうれしかったのは、実験哲学のキーパーソンのひとりで、学生時代にその著作を翻訳したことのあるStephen Stichと話ができたことだ。

それを壊しかねない、そんな哲学のあやうさに惹かれて研究の道に進んだぼくは、実験哲学にたいしていまなお、哲学の古典に劣ることない魅力を感じている。（うすいなおき）

参考文献

Knobe, J. (2011)
Thought experiments. Scientific American, 305(5), 56–59
〔邦訳「実験哲学とこう実験」
『日経サイエンス』42(2), 83–86〕
Machery, E., Stich, S., Rose, D., Chatterjee, A., Karsawa, K., Struchiner, N., Strker, S., Usui, N., & Hashimoto, T. (forthcoming). Gettier across cultures. Nois.



4年間の教育・研究とこれから

稲垣 朋子

人文学部准教授 家族法

三重大大学の人文学部に着任して4年が経とうとしている。私が教員1年生のときに、1年生として入学してきたゼミ生たちが様々な経験を経て卒業していくのを見て、4年間の自分の教育・研究についてふと振り返る。

大学院生の頃、指導教授や研究者の先輩が、「院生時代ほど幸せなときはない。」「今しかできない研究がある。」と再三おっしゃっていたことをよく覚えている。とはいえ、当時は将来に対する不安の方が大きく、あまりその言葉の意味がわかっていなかったように思う。確かに今はすべての時間を研究に使えるわけではない。ただ、これまで得ることのできなかったプラスの面も考えていた以上に大きかった。授業や卒論指導の過程で自分のなかでの新しい気づきがあり、それが時として研究面での原動力となることもある。

様々な資料が日本にいながらにして入手可能であるが、現地へ行つて自分の目で確かめることはなお重要である。」という姿勢も教わった。特に、家族法・親子法の問題を比較法的に考えるためには、現地の人たちの実際の生活、ものの考え方を無視することはできない。海外の方が進んでいるから取り入れようというのではなく、ベースとなる部分の違いを認識することが必要だということは、確かに、これまでの短期間の調査であっても感じる機会が多かった。

たとえば、親権に関しては、私が比較対象としているドイツでは、離婚後も原則は共同親権のままである。父親か母親のいずれか一方を親権者と定めるには、裁判所に申立てを行つて、審理を受けなければならぬ。日本においても、共同親権の議論は、実は1980年代からある。しかし、依然として研究者・実務家の賛否は拮抗している。文献では、ドイツでは離婚後の単独親権の規定について1982年に違憲判決が出て、しばらくは裁判例によって個別に対応していたが、1997年の親子法改正によりついに共同親権が立法化されたということは、どこにでも書かれている。しかし、その結実には父親たちの運動（当時、親権者決定において、「母親優先の原則」

私の専門は民法という法律のなかの「家族法（親族・相続法）」という領域である。学生には、授業のはじめに「家族法という分野には、婚姻・親子関係・相続といった身近なテーマも多い」と一応紹介するが、実際は、問題が起らず平穩に暮らしていれば、そう身近に感じることもないかもしれない。とりわけ、研究テーマである離婚後の親権にかかわる問題は、これからの結婚を夢見る年代である学生たちには、なかなか重いテーマだろうなという自覚はある。しかし、コメントカードを読んでいると、なかには親の離婚を経験したがゆえに、まさに子の立場から客観視できていると感心させられるものや、既存の法体制にとられない柔軟な思考を示すものもあり、刺激を受けたり、励みになる。

もうひとつ、大学院生の頃には、「今の時代は外国の文献や裁判例のような

の影響が大きかったため」も貢献したということや、では立法化後は規定と現実が乖離していないのかといった実態の部分は、現地に足を運んでヒアリングを行つて深く知ったことである。

反対に、日本の状況を聞かれて答える、非常に驚かれることも多い。たとえば、日本では離婚後の非親権者と子との面会交流は、月1回あれば「優秀」で、夏休み等の長期休暇に行われれば良い方である。このことを話すと、かなり目を丸くされてしまう。「そんな間隔では、小さな子であれば、父親（母親）である

ことを忘れて、たまに遊ぶおじさん（おばさん）になってしまう。」と。ドイツでは、単独親権の場合も14日ごとに2時間は面会交流を行うのが一般的な状況で、乳児の場合はそれ以上が望ましいとされているという。

ただ、面会交流もたくさん行えば良いのかというと、そう簡単な問題でもない。日本には面会交流の援助機関としては、いくつか民間団体（家裁裁判官・調査官の定年退官者を中心とした団体等）があるのみで、最近、注目されはじめているところである。ドイツでは、このような

団体が今や各地にあり、元夫・元妻という関係を乗り越えて、子の親としての関係を築くことができるよう、様々な支援を行っている。

付添い交流という、専門家が隣の部屋で見守る介入度の高い面会交流援助についてヒアリングしていたとき、「ちょうど数日後に、母親がアルコール中毒、父親が著しい精神不安定のため離婚に至ったというケースで、現在は一時的に里親に養育されている女の子の面会交流が行われるから、実際の様子を見てみる？」と勧められ、立ち会う機会を得た。その地域（ハイデルベルク）では、援助機関や裁判所、カウンセリング機関が相互に連携する協働モデルが構築されている。その成果もあり、父母間に積極的な会話はなかったものの、落ち着いて子と接している様子が窺えた。何よりも父と母が揃ったときの子の笑顔は印象的で、今も忘れることができない。

このように、面会交流の適切な保障をしていくことが、まず前提である。そのうえで、現実を見据えつつも、共同養育を視野に入れて、少しずつ子の福祉の幅を広げていく、そのような研究の一助を担えることを目標としている。

（いながきともこ）



マールブルクの大学町の眺め



レーゲンスブルクの法と正義の女神・ユスティティア

発行日

2017年3月16日

編集兼発行者

安食和宏

編集委員

塚本明、永谷健、藤本真理
堀内義隆、森久綱

発行所

三重大学大学院人文社会科学研究所
〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577
TEL：(059) 231-9195 (総務担当)
URL：http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/trio/
E-mail：hum-somu@ab.mie-u.ac.jp

写真制作

表紙：ともやま公園の夕景／志摩市
株式会社コミュニケーションサービス

TRIO協賛企業

三重大学人文学部「TRIO」を応援しています。



編集後記

TRIO18号をお届けします。過去数年間の特集テーマは、観光、博物館、演劇のように文化が中心となっていましたので、今号では久しぶりに社会科学に関する特集を組もうと、ほぼそれだけを決めて編集をスタートさせました。選挙権年齢が18歳に引き下げられ、新制度下で最初の選挙も行われたことに鑑み、若者の政治参画を考えるとという特集となりました。また、今年度の「三重の文化と社会」は志摩市をとりあげました。

編集の過程では、参考のために過去の号を何度か読み返すことがありましたが、特集記事、エッセイともに時間が経ってから読み直すと新たな発見があったりして楽しかったです。みなさまもお時間がありましたらぜひどうぞ。

最後に、座談会にご参加くださったみなさま、文章をお寄せくださったみなさまに、編集委員を代表して御礼申し上げます。(堀内)



「レティーロ公園のバラ園」

文書館の昼休み、マドリードにて

川口 敦子

スペインには「シエスタ」という長い昼休みがある。南欧の夏は暑く、日照時間も長いので、暑さのピークが過ぎてから仕事を再開する、というのは理に合っていると思う。

九月下旬、私はマドリードの文書館にいた。一七世紀、宣教師が日本からスペインに宛てて送った書簡などの古文書に現れる日本語を研究するためである。今回訪問した文書館の開館時間は一〇時―十三時・一六時―一〇時。典型的なスペインのビジネスアワーだ。三時間の昼休みをどう過ごすかと思案して、昼食がてら、文書館近くのレティーロ公園を散策することにした。プラド美術館の東にある広大な公園で、マドリード市民の憩いの場。地図を見ると、公園内をまっすぐ抜けていけば歩いて三〇分程度で宿に着けそう。昼食に一時、宿での休憩に一時、文書館までバスで二〇分、これで約三時間、完璧。……のはずだった。いざレティーロ公園に行ってみると、バラ園、博物

館、湖に噴水と、目を楽しませるものが多くてつい寄り道してしまい、宿に戻る時間がない。その後、文書館で二〇時までみつちり仕事をしたら、軽いめまいに襲われた。焼けつくような日差し、のせいかもしれない。公園では木陰で居眠りする地元の人を見かけたが、なるほど、シエスタの時間帯は体を休めるのが正解なのだ。反省し、翌日からは昼食と宿での休憩に専念した。おかげで、それからの午後の調査では疲れが軽減した。

日本でも真夏くらいはシエスタをやればいいのと思うのだが、最近、スペインはシエスタ廃止の方向だという。経済効率を上げるためらしいが、本当にそんなことができるのだろうか。あの暑さだけは、経済効率では乗り越えられないと思うのだが。

(かわぐち あつこ)

人文学部准教授 日本語学(国語史)

雑感

Zakkan

三重大学人文学部「公開ゼミ・公開講座」報告

深田 淳太郎 人文学部准教授・文化人類学

三重大学人文学部は、文学・哲学・歴史学・言語学・文化人類学・社会学等からなる文化学科と、法学・経済学・政治学・経営学からなる法律経済学科とからなっています。このような多様な研究領域をもつ点が、人文学部の特色のひとつです。そして、この特徴を生かした事業の一つが、市民のみなさまを対象に開講している公開ゼミ・公開講座です。

今年度は、少人数の公開ゼミを5つ、人数を制限しない公開講座を6つ開講いたしました。以下にご覧いただけますように、文学、言語学、人類学から政治学、経済学、法学まで幅広い分野の教員が工夫を凝らした講義を行ないました。5つの公開ゼミには119名、6つの公開講座には242名、全体ではのべ361名の方々からお申し込みいただきました。昨年度よりも開講数を増やし、より多くの市民の皆様にご参加いただくことができました。例年のように複数のゼミ・講座を受講していただく「常連さん」から、今年度はじめていらした方まで、幅広い方がご参加くださいました。

学生を相手にした講義を毎日のようにやっているわれわれ教員ですが、公開ゼミ・公開講座の際にはどれだけしっかり準備をしても、やはりどこかいつもとは違う緊張感があります。みなさん大変に熱心にこちらの話をお聴きくださり、その学習意欲に圧倒されるということはもちろんですが、投げかけられる質問にはハッとさせられることが少なくありません。

若い学生からは決して出てこない、幅広い受講者の皆様それぞれの人生経験に裏打ちされた質問に向き合う中で、私たち教員も大学や専門領域の中で閉じこもっているだけではなく、もっと広い視野で勉強をしていかなければならないと思いを新たにさせられます。

近年の少子化によって今後大学生の数が減っていくことは避けられず、また昨年度は大学の文系学科の廃止が新聞で取り沙汰されるなど、地方国立大学の文系学部にとっては厳しい状況になっています。こういった中でやっていくべきは、しっかりと教育を行なって優秀な学生を世間に出していくことはもちろん、それにプラスして地域のみなさまにとっても「あって良かった」と思っていただけのことを積極的にやっていくことだと思います。公開ゼミ・公開講座は、人文学部教員が研究・教育・その他の業務の合間を縫って実施しておりますので、開講時間が不便であったり、開講するゼミ・講座の数が少ない、分野に偏りが出るなど、まだまだ行き届かないところもありますが、大学のもつ資源の地域への還元のひとつとして、そして地域の皆様との相互交流の機会として、今後も実施していきたいと思っております。来年度も多くの皆様のご参加をお待ちしています。

(ふかだ じゅんたろう)

2016年度人文学部「公開ゼミ・公開講座」一覧

公開ゼミ				
番号	テーマ	講師名	日程	時間帯
1	アバルトヘイトと詩:Dennis Brutusの場合	赤岩 隆 (人文学部・教授)	9月 9日(金) 9月16日(金) 9月30日(金)	10:30～12:00
2	「性犯罪厳罰化」の内容を検討する	田中 亜紀子 (人文学部・教授)	10月 4日(火) 10月11日(火) 10月18日(火)	13:00～14:30
3	もっと知りたい台湾	福田 和展 (人文学部・教授)	10月15日(土)	13:00～17:50 (3回連続)
4	映像で見る「経済人類学」の世界	深田 淳太郎 (人文学部・准教授)	10月18日(火) 10月25日(火) 11月 1日(火)	16:20～17:50
5	災害時に地方自治体はどんな役割を果たすのか	前田 定孝 (人文学部・准教授)	11月28日(月) 12月 5日(月) 12月12日(月)	19:00～20:30

公開講座				
番号	テーマ	講師名	日程	時間帯
1	ことばの意味について考える	澤田 治 (人文学部・准教授)	10月 3日(月)	10:30～12:00
2	ブーチンのロシア・大航海時代と内陸ユーラシア 北大西洋条約機構と欧州評議会／大統領と国家元首	樹神 成 (人文学部・教授)	10月 6日(木)	19:00～20:30
3	グローバリゼーションの政治経済学	森原 康仁 (人文学部・准教授)	10月25日(火)	19:00～20:30
4	アジア社会の近代化とキリスト教布教	石井 眞夫 (人文学部・名誉教授)	11月10日(水)	19:00～20:30
5	社会保障制度について考える	石塚 哲朗 (人文学部・准教授)	12月 9日(金)	10:30～12:00
6	ドイツにおける負の遺産と「想起の文化」	大河内 朋子 (人文学部・教授)	12月 9日(金)	13:00～14:30

下記URLから公開ゼミ・公開講座の概要やお申込み方法などをご覧ください。

<http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/kouza/>